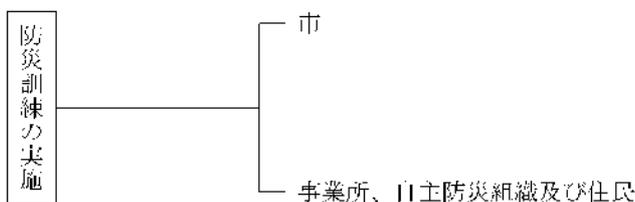


第3章 防災訓練の実施

防災危機管理課
消防組合

災害発生時に迅速かつ確かな行動をとるためには、市、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高いため、市は防災関係機関のほか、自主防災組織、民間事業所、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。



第1項 市

1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定して総合防災訓練を実施する。特に、市及び防災関係機関等が災害発生後に実施すべき各種応急対策等を想定して、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など市防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、市域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

光市	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置運営 ○情報の収集伝達・広報 ○避難誘導 ○要配慮者安全確保等 ○避難所・救護所設置運営 ○応援受入 ○緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） ○自主防災組織等の活動支援 ○応援協定に基づく合同訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達・広報等 ○消火活動 ○救助・救急 ○医療救護 ○ライフライン施設応急復旧 ○救援物資輸送 ○避難の指示、誘導等 ○交通対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火 ○応急救護 ○炊き出し ○避難・避難誘導 ○要配慮者安全確保等 ○救助活動

- (3) 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう努める。

2 個別防災訓練

- (1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、収集すべき情報の種類を明確にし、自治会、自主防災組織、学校、病院、企業等その他防災関係機関及び民生委員等の各種委員と協力して実施する。

(2) 職員の参集訓練

大規模災害を想定し、招集連絡系統の確立を図るため、招集連絡による参集訓練を定期的実施する。

訓練に当たっては、災害発生時刻、通行不能箇所の設定、また徒歩・自転車・バイク等による参集方法など、様々な条件を設定し、実践的な訓練となるよう工夫する。

3 通信訓練

大規模な地震の発生などでは電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想される。このため、非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、市内のアマチュア無線通信等を使用して被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練の実施に努める。

資料編 [防災組織・団体]◦アマチュア無線クラブ等の現況

4 要配慮者の参加による防災訓練

災害発生時に避難行動に時間を要する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の支援が図れるよう、自治会、自主防災組織は、地域内の要配慮者を把握し、また介助する支援者の確保に努め、避難計画を作成するとともに、要配慮者に対して市等が行う防災訓練への参加を求め、要配慮者参加の訓練を実施する。

5 協定締結先との合同防災訓練

応援協定をより実効性のあるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結先との連絡体制を確立するために、協定締結先との合同防災訓練の実施に努める。

6 訓練後の評価

訓練終了後においては自ら評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善に努め、今後の活動に反映していく。

第2項 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、住民の協力が必要不可欠である。

このため、住民が災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所における訓練

消防法で定められた事業所の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火訓練、通報訓練、避難訓練を実施する。

また、地域の一員として市、光地区消防組合及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び光地区消防組合の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所運営等について実施する。

3 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努める。

第4章 自然災害に強い市域の形成

大雨、洪水、高潮等の自然災害から市域を保全し、住民の生命、身体、財産を保護するため、様々な保全対策を実施するとともに、災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものとする。

また、必要により、県に対して各種法令等に基づく災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業を実施するよう働きかけていく。



第1節 市域の現況と保全対策

道路河川課 農林水産課

第1項 治山

1 現況

本市においては、総土地面積の約53%を山林原野が占めているが、労働力不足による未整備森林が増加している。また、山間部においては山腹崩壊危険地区や崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区があり、また山裾に集落があるため、土砂流出等の災害のおそれがある。

資料編 [災害危険箇所] ○山地災害危険地区一覧

2 対策

林業は経営意欲の減退により労働力の不足と高齢化の問題が一層厳しさを増しているが、森林は防災、水源かん養といった保安機能の面でも重要であり、引き続き私有林・市有林造林等の施策については「光市森林整備計画」を基本として計画的に実施する。また、降雨等による災害によって荒廃した山地については、小規模治山事業等により整備に努める。

また、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、県及び地域住民等と連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取り組みを進める。

第2項 砂 防

1 現況

本市の山地は、低山性の山地ではあるものの、急斜面をなすところや山地がいきなり海に臨んでいるところもあり、また地質的にも市街地背後には風化しやすく侵食に弱い花崗岩が分布しているため、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性も高い。

資料編 [災害危険箇所] ○地すべり危険箇所一覧
 ○土石流危険渓流一覧
 ○砂防指定地一覧
 ○急傾斜地崩壊危険箇所一覧
 ○急傾斜地崩壊危険区域一覧
 ○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧
 ○その他市長が認めた危険区域一覧

2 対策

砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業については、危険度の高い地区から順次実施していくよう県に要請を行っていく。

第3項 河 川

1 現況

市域北西部を東南に貫流する島田川に多くの支流が集中するために、広い氾濫性の低地帯がつくり出されている。このため、降雨が続いて島田川が増水すると、この低地の中央を南北に走る排水路に沿って逆流し、しばしば水田が広く冠水する現象が見られる。

また、島田川支流の束荷川及び溝呂井川、田布施川も急激な降雨により増水すると、耕地への影響が大きい。

資料編 [水 防] ○市内水防警戒区域一覧
 ○市内重要水防箇所及び予定避難場所一覧

2 対策

島田川をはじめとした2級河川の河川事業は、県等関係機関と連携し、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進する。

治水事業は、県等関係機関と連携し、危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進する。

第4項 海 岸

1 現況

本市の地勢は、市域北西部を島田川が貫流して周防灘に注ぎ、中心地域は河口デルタを形成して、その両端に室積・虹ヶ浜の海水浴場の海岸が広がっている。

また、海岸沿岸部及び島田川河口デルタ地域を中心に、人口や産業が集中している。このため、台風の来襲などにより、海あるいは河川からの災害を受けやすい状況にある。

2 対策

海岸保全施設の整備は、市域保全と市民生活の安定上極めて重要である。このため、既存設備

の維持並びに改良に努めるとともに、臨海部における土地利用の高度化に伴い、高潮対策等については、県等関係機関と連携し、なお一層の整備を推進する。

第5項 低(湿)地

1 現況

近年、宅地化の進行など土地利用が変化したことに伴い、市街地では、雨水の流出、浸透及び貯留能力の減少等によって雨水流出量が著しく増大するため、大雨時には浸水のおそれが高まっている。

また、農地においては、流域の状況変化等により、低(湿)地において流出率悪化並びに排水能力が低下し、大雨時には排水不良等が生じている。

資料編 [水 防] ◦市内排水場等一覧

2 対策

県等関係機関と連携し、河川の整備を推進するとともに、市街地の浸水防除を図るために、都市下水道事業及び公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進し、併せて低(湿)地においてはポンプ場の整備を図る。

また、低(湿)地域における農地についても湛水を防除するため、排水路及び排水機の新設等を行い、排水能力の増加を図る。

第6項 ため池

1 現況

農業用ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化が進んでいるものもある。

資料編 [水 防] ◦市内防災重点ため池一覧 ◦市内危険ため池一覧

2 対策

ため池の堤体が決壊すると、農地、農作物のほか、人家、公共施設等にも甚大な被害をもたらすため、県と連携してため池の点検を行い、危険と判断されたため池については速やかに適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう働きかけていく。

第7項 盛土

1 現況

近年、記録的な集中豪雨等による災害が、全国で頻発・激甚化していることから、盛土の安全性確保に対する重要性が年々高まっている。

本県では、令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を受けて、同年11月までに201箇所の盛土の点検を行い、全ての盛土について安全性が確保されていることを確認し、公表した。

また、令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行されたことに伴い、令和7年4月1日に同法に基づく規制区域を概ね県内全域に指定し、盛土に対する規制を開始した。

2 対策

規制区域指定後に新たに行われる一定規模を超える盛土等については、許可又は届出が必要となり、許可手続きにおいてその安全性を確認する。

また、既存の盛土等については所在する位置を把握し、必要に応じて、安全性把握のための調査や経過観察等を行う。なお、危険性が確認された盛土等に対しては、勧告や改善命令等の必要

な措置を行う。

第2節 災害危険区域の設定

監理課 道路河川課
農林水産課

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、また洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、県と連携して調査を実施し、その実態を把握するものとする。

第2項 危険区域の設定

<p>防災重点 ため池</p>	<p>(選定基準)</p> <p>決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるもの。</p> <p>ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの</p> <p>イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの</p> <p>ウ ため池から500m以上の浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの</p> <p>エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地等の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの</p> <p>防災重点ため池……資料編に定めるとおり</p>
<p>危険ため池</p>	<p>1 設定の基準</p> <p>防災重点ため池のうち、老朽化したため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするもので、ため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>(1) 堤体の老朽化及び断面不足 (堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面侵食)</p> <p>(2) 取水施設の老朽化 (斜樋及び底樋の破損又は漏水)</p> <p>(3) 余水吐の老朽化及び断面不足 (破損又は断面不足)</p> <p>2 設定の状況</p> <p>ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池等整備事業等で継続実施中のものが設定されている。</p> <p>危険ため池……資料編に定めるとおり</p>
<p>山地災害 危険地区</p>	<p>1 設定の基準</p> <p>山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で、危険度によりA、B、Cに区分されている。</p> <p>(1) 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区</p> <p>(2) 崩壊土砂流出危険地区…溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が</p>

	<p>土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり危険地区…地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区</p> <p>2 設定の状況 山地災害危険地区……資料編に定めるとおり</p>
漁港区域 関係	<p>1 設定の基準 背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものが設定の基準とされている。 (1) 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ (2) 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ</p> <p>2 設定の状況 重要水防箇所(海岸関係〔水産庁所管〕)……資料編に定めるとおり</p>
道路橋梁 部事前規 制区間	<p>1 設定の基準 異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間が想定されている。 なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制が行われる。</p> <p>2 設定の状況 異常気象時通行規制区間及び通行規制基準……資料編に定めるとおり</p>
地すべり 危険箇所	<p>1 設定の基準 地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、人家や公共施設に被害のおそれがある箇所(国土交通省の「地すべり危険箇所調査要領」に基づく調査による)</p> <p>2 設定の状況 地すべり危険箇所……資料編に定めるとおり</p>
土石流危 険溪流	<p>1 設定の基準 土石流の発生の危険性があり、人家(人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場所を含む。)に被害を生ずるおそれのある溪流(国土交通省の「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」に基づく調査による)</p> <p>2 設定の状況 土石流危険溪流……資料編に定めるとおり</p>
土石流危 険区域	<p>1 設定の基準 土石流危険溪流における土石流危険区域は、地形、過去の土石流堆積物の分布範囲・土石流の氾濫実績等を基に、土石流の堆積や氾濫が予想される区域(国土交通省の「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」に基づく調査による)</p>
砂防指定 地	<p>1 設定の基準 「砂防法」に基づき砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの</p> <p>2 設定の状況 砂防指定地……資料編に定めるとおり</p>
急傾斜地 崩壊危険 箇所	<p>1 設定の基準 傾斜度30度以上高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所(国土交通省の「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」に基づく調査による)</p> <p>2 設定の状況 急傾斜地崩壊危険箇所……資料編に定めるとおり</p>

<p>急傾斜地 崩壊危険 区域</p>	<p>1 設定の基準 次のとおり、知事が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定した土地の区域 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域 (1) 高さが5m以上であること (2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること</p> <p>2 設定の状況 急傾斜地崩壊危険区域……資料編に定めるとおり</p>
<p>土砂災害 警戒区域</p>	<p>1 設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの (1) 急傾斜地の崩壊 ア 傾斜度が30°以上で高さが5m以上の区域(急傾斜地) イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域 (2) 土石流 土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分 (3) 地すべり ア 地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域) イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域</p> <p>2 設定の状況 土砂災害警戒区域……資料編に定めるとおり</p>
<p>土砂災害 特別警戒 区域</p>	<p>1 設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の区分に該当するもの (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p>

	<p>(2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>(3) 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等</p> <p>2 設定の状況 土砂災害特別警戒区域……資料編に定めるとおり</p>
<p>河川海岸 関係</p>	<p>1 設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。</p> <p>(1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上</p> <p>(2) 人的被害のあるもの</p> <p>(3) 耕地被害が10ha以上のもの</p> <p>2 設定の状況 重要水防箇所(河川関係、海岸関係)……資料編に定めるとおり</p>
<p>宅地造成 等工事規 制区域・ 特定盛土 等規制区 域</p>	<p>1 設定の基準 盛土等(盛土、切土及び土石の堆積)が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域を対象として、おおむね県内全域を規制区域に指定。</p> <p>規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、許可または届出が必要となる。また、規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が杖に安全な状態に維持する必要がある。</p> <p>(1) 宅地造成等工事規制区域</p> <p>ア 保全対象 市街地・集落</p> <p>イ 対象区域 市街地や集落の区域及びこれに隣接・近接する土地の区域</p> <p>(2) 特定盛土等規制区域</p> <p>ア 保全対象 人が居住または活動を日常的に行う人家や施設等の土地及び人が日常的に往来する道路等の公共施設</p> <p>イ 対象区域 宅地造成等工事規制区域を除く区域</p>

<p>資料編</p>	<p>〔気象観測等〕○市内異常気象時通行規制区間及び通行規制基準一覧</p> <p>〔水 防〕○市内重要水防箇所及び予定避難場所一覧</p> <p>○市内防災重点ため池一覧</p> <p>○市内危険ため池一覧</p> <p>〔災害危険箇所〕○地すべり危険箇所一覧</p> <p>○山地災害危険地区一覧</p> <p>○土石流危険渓流一覧</p> <p>○砂防指定地一覧</p>
------------	--

- 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 急傾斜地崩壊危険区域一覧
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

※ 災害危険区域については、本資料編以外にも別に定める。

第3節 防災パトロールの実施

防災危機管理課 消防組合
各所管課

第1項 調査の目的

台風、集中豪雨、高潮、津波、洪水、地すべり、山崩れ等の自然災害のほか工業の発達、交通の複雑化等により爆発、火災、交通事故等きわめて多種多様の災害発生原因を内包している。

これらの災害危険に対処して、地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止と拡大防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関と合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、梅雨や台風シーズン前に実施する。

2 調査区域

市内の災害危険箇所の一部や災害が想定される箇所等とする。

3 調査班の編成

- (1) 市（防災危機管理課、各事業主管課、その他関係各課）
- (2) 光警察署
- (3) 光地区消防組合消防本部
- (4) 消防団
- (5) その他関係機関

(注) 調査地区の実情に応じ、前記機関の一部で班を編成するなど必要最小限の班編成とする。

4 調査の方法

- (1) 関係機関及び市が把握している危険区域及び新たな危険が予想される区域を調査する。
- (2) 調査事項は、各参加機関で検討し協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地又は所定の場所において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業用施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
- (2) 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水、高潮、津波により危険が予測される地区の現況とその予防計画
- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 避難予定場所、避難経路等の確認

- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 危険事態の発生の要件となる基準事項の調査。例えば降雨量、水防団待機水位(通報水位)、
氾濫注意水位等
- (9) 各種観測施設設備の状況
- (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
- (11) 過去の災害発生状況
- (12) 避難行動要支援者対策等
- (13) 孤立化の現況と対策

第3項 調査結果の取りまとめ、公表

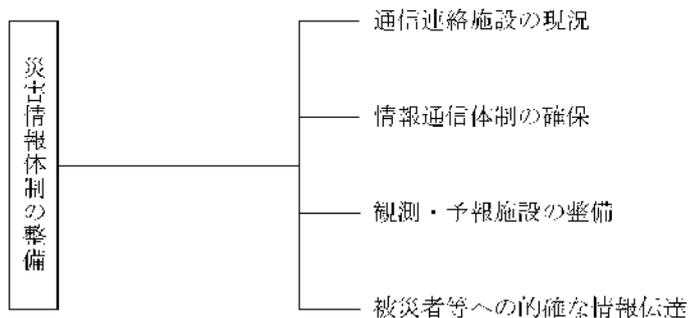
市は、調査結果を取りまとめ、各防災関係機関及び住民に対し公表するものとする。

第5章 災害情報体制の整備

防災危機管理課
大和支所住民福祉課
水道局 消防団

災害発生時に緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するには、的確な情報の収集が最も重要なため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図るものとする。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備に努める。



第1項 通信連絡施設の現況

市防災行政無線は、防災危機管理課を同報系親局として、主要な場所に拡声子局が設置されている。このほか、消防機庫や消防団車両等に消防団無線が配備されている。

また、災害時には電話が輻輳し、かかりにくい状況が予想されるため、市はあらかじめ災害時優先電話をNTT西日本株式会社に登録してある。

現在、市において使用可能な通信連絡設備は、次のとおりである。

- 1 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）
- 2 ファクシミリ
- 3 県防災行政無線
- 4 市防災行政無線
- 5 衛星携帯電話
- 6 市ホームページ
- 7 消防団無線
- 8 防災広報ダイヤル（一方向のみ）
- 9 メール配信サービス
- 10 防災情報電話通知サービス
- 11 市SNS

なお、本市における使用可能な関係機関との通信手段は、次のとおりである。

光市	←→	県防災危機管理課	県防災行政無線、電話、FAX
光市	←→	周南県民局	県防災行政無線、電話、FAX
光市	←→	大和支所	電話、市防災行政無線、FAX、庁内LAN

光市 ←→	各出張所、光市総合福祉センター等	電話、市防災行政無線、FAX、市内LAN
光市 ←→	光地区消防組合消防本部	電話、県防災行政無線、市防災行政無線、FAX、市内LAN
光市 ←→	光警察署	電話、市防災行政無線、FAX
光市 ←→	消防団	電話
光市 →	住民	広報車、市ホームページ、市防災行政無線、電話、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、防災情報電話通知サービス、市SNS
消防団 ←→	光地区消防組合消防本部	消防団無線、グループメール

第2項 情報通信体制の確保

1 市の対策

(1) 通信機器の安全対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように、市及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じるものとする。

ア 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したもの及び断水時への備えについても配慮したものとする。

イ 地震動対策

(ア) 各種機器には転倒防止措置を講じるものとする。

(イ) 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は設置場所の検討を行うとともに、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

(2) 通信路の充実

市内LAN等を含めた通信路の多ルート化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(3) 非常通信の確保

中国地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

(1) 市は、被災地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備充実を図る観点から、次のような対策を検討する。

ア 市内防災関係機関、応急対策実施機関等との間における地域防災無線網の整備

イ 防災行政無線網の充実

ウ 職員参集システムの整備促進

エ 災害担当職員参集のための連絡手段（携帯電話）の整備促進

オ 防災相互通信用無線の整備促進

カ 携帯電話メール機能等の調査・研究

(2) 多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

(3) インターネットによる通信手段の整備について検討を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市は、災害警戒時及び災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障をきたさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化等

情報収集連絡窓口を明確化するとともに、責任者及び担当者をあらかじめ指定する。

(2) 被災現場等における災害情報収集の確保対策の推進

被災現場等における災害情報を的確に収集するため、情報収集担当地域及び担当者をあらかじめ指定する。

また、情報収集資機材の確保対策についても、あらかじめ整備を図る。

(3) 通信機器の運用計画

様々な状況を想定して、通信機器の効果的活用、運用方法等に関する運用計画を策定する。

(4) 車両等による収集活動体制の整備

車両等による機動的な収集活動ができるよう、庁内において事前に調整するなど、体制の整備を図る。

(5) ケーブルテレビとの協力体制の確立

光地域、また大和地域の一部地域においては、Kビジョンにより放送事業が行われている。

ケーブルテレビは、災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また字幕付き放送、手話放送など要配慮者に対する情報伝達手段として非常に有効であるので、今後、Kビジョンと災害時における協力等について協議をしていくものとする。

(6) アマチュア無線局との協力体制の確立

災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、市内のアマチュア無線団体と協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

資料編 【防災機関・団体】○アマチュア無線クラブ等の現況

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地図情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

(2) 情報の分析整理

収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

5 電気通信事業者の対策

【NTT西日本株式会社】

(1) 電気通信設備の防災計画

ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

- (ア) 伝送路のループ化を推進する。
- (イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。
- (ウ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。

イ 異常輻輳対策

- (ア) 災害時優先電話の通信確保を行う。
 - (イ) ネットワークの効率的なコントロールを行う。
 - (ウ) 災害用伝言サービス等を提供する。（地震などの災害のため、被災者等の安否連絡が多発したり、電話の輻輳が想定される場合に運用する。）
- (2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。
- (3) 社員等の動員体制
- 1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。
- (4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等
- 災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。
- (5) 防災に関する訓練
- ア 防災活動を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びN T Tグループ各社と協力して、定期又は随時に実施する。
 - イ 県及び市防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。
- (6) 災害用伝言サービス等の運用
- 地震や災害のため被災者等の安否連絡が多発したり電話の輻輳が想定される場合に運用する。

【N T Tドコモ株式会社】

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な情報伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災に備えた災害応急対策用資機材・人材の配置を行う。

第3項 観測・予報施設の整備

1 施設の現況

市内には、水位、雨量等の観測施設がある。

資料編 [気象観測等] ○本市に係る水位観測所一覧（水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）基準）

- 市内雨量観測所一覧
- 市内潮位観測所一覧

2 整備方針

市は、市所管の観測施設について必要な整備の促進を図るとともに、適切な時期を失せぬよう、情報伝達体制の整備を図るものとする。

また、高潮災害については、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の高潮監視体制を定め、安全性を確保して高潮の監視を行うものとする。また、漁業協同組合等と協議し、海上の異常について情報収集体制の整備を図るものとする。なお、県の整備している高潮防災情報システムも活用するものとする。

第4項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、避難情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、市においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の充実

市は、情報伝達体制の充実を図る。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、市の対応だけでは十分でないため、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

このため、市は、避難情報発令時や大規模災害発生時における放送事業者への緊急放送の要請方法等について、平素から職員に対して周知徹底を図る。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報については、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

また、防災広報ダイヤルや市ホームページ及びメール配信サービスの防災情報の内容についても、可能な限り最新情報を提供することとする。

第6章 災害応急体制の整備

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関との連携強化を図る。



第1節 職員の体制

各課共通

第1項 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

配備体制	配備基準		配備課	人数	職員配備基準
第1警戒体制	風水害対策	大雨	防災危機管理課	1	あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 特に関係のある職員で配備し、気象状況等の情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
		洪水	道路河川課	1	
高潮	農林水産課	1			
注意報	有害鳥獣対策課 (高潮のみ)				
雪害対策	大雪	防災危機管理課	1		
		道路河川課	2		
		大和支所 住民福祉課	1		
第2警戒体制	風水害 雪害 対策	大雨	防災危機管理課	2	あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに災害警戒本部体制に移行する体制とする。 なお、状況に応じ主管部長の判断で適正な配備体制を確立する。
		洪水	企画調整課	2	
		暴風	情報・DX推進課	1	
		暴風雪	(波浪、暴風(雪) (海上対象)警報 は除く。)		
		高潮	税務課	1	
		波浪 警報	収納対策課 大和支所 住民福祉課 (高潮、波浪、暴	1	

			大和支所	2	
			住民福祉課		
			各出張所	各1	
			市民課	3	
			地域づくり推進課	1	
			環境政策課	2	
			福祉総務課	4	
			高齢者支援課	4	
			こども家庭課	1	
			こども政策課	1	
			健康増進課	2	
			農林水産課	全職員	
			有害鳥獣対策課		
			商工振興課	1	
			観光・シティプロモーション推進課	1	
			監理課	全職員	
			道路河川課	全職員	
			建築住宅課	全職員	
			都市政策課	全職員	
			下水道課	4	
			公共交通政策課	1	
			教育総務課	2	
			ひかり学園推進課		
			学校教育課	2	
			部活動改革推進室		
			文化・社会教育課	2	
災害対策本部体制				全職員体制	市の全力をあげて災害対策に取り組む体制とする。

※ 消防組合、水道局、病院局においては、別に定める。

第2項 職員の配備基準

- (1) 災害発生時の対応を迅速・的確に実施するため、適切な職員の配置や消防本部との連携などにより、組織の防災対応力の強化に努める。
- (2) 第1・第2警戒体制については、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。ただし、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、配備人員を必要に応じて増減するものとする。
- (3) 大規模な火災、交通災害、産業災害が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって、第2警戒体制に入るものとする。
なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。
- (4) 交通途絶等のため、勤務場所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡する。

第3項 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。

第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 業務継続計画（BCP）の見直し

市は、大規模災害が発生し、市庁舎等が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を必要に応じて見直し、業務継続性の確保を図る。

第2節 防災関係機関との連携体制

各課共通

災害発生時には、防災関係機関との連携体制が重要となることから、市は、応急・復旧活動に関し、防災関係機関と協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 協定の締結

1 市における協定の締結

市においては、各応急対策業務に関し、各関係機関・団体と次の応援協定を締結している。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる緊急搬送、救急・救助活動についての県との協定
- (2) 大規模災害発生時における応援協力についての県内市町、消防事務組合及びその他関係行政機関との協定
- (3) 山陽自動車道における火災・救急・救助等活動についての関係市町等との協定
- (4) 医療救護活動についての光市医師会との協定
- (5) 医薬品等の調達についての山口県薬剤師会光支部との協定
- (6) 災害防止活動・災害復旧活動用資機材等の協力についての大和町建設業協同組合、光市管工事協同組合との協定
- (7) 施設・用地、情報提供等についての光市内郵便局との協定
- (8) 災害時の停電等についての中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンターとの協定
- (9) 特設公衆電話の設置・利用に関するNTT西日本株式会社山口支店との協定
- (10) 災害救助に必要な物資の調達及び平常時における防災活動についてのイオン株式会社西日本カンパニー、NPO法人コメリ災害対策センター、マックスバリュ西日本株式会社及び株式会社アステールおかむら、生活協同組合コープやまぐち、山口県LPガス協会光支部、株式会社丸久、株式会社みうらとの協定
- (11) 災害時等における被災者に対する応急救助活動についての株式会社オオジマ、株式会社レボとの協定
- (12) 避難所開設に係る山口県立光高等学校との覚書
- (13) 福祉避難所の設置・運営に関する社会福祉法人光富士白苑、社会福祉法人ひかり苑、社会福祉法人大和福社会、社会福祉法人和光苑、医療法人社団光仁会、有限会社メディビス、NPO法人優喜会、NPO法人森林の里、有限会社兼清メディカルサービス、社会福祉法人光仁会、

医療法人睦会との協定

- (14) 行政書士の支援活動に関する山口県行政書士会との協定
- (15) 救援物資集積場所に関する山口県立光高等学校との覚書
- (16) 災害時における船舶による緊急輸送等に関する牛島海運株式会社との協定
- (17) 災害時における地図製品等の供給等に関する株式会社ゼンリン事業統括本部総合販売本部中四国エリアグループとの協定
- (18) 災害にかかる情報発信に関するヤフー株式会社との協定
- (19) 災害時における施設等の提供の協力に関する社会福祉法人ひかり苑との協定
- (20) 災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する山口県産業ドローン協会との協定
- (21) 災害時における石油類燃料の供給に関する山口県石油商業組合周南連合支部光地区との協定
- (22) 災害時における応急対策資機材の供給に関する光東株式会社との協定
- (23) 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する光環境整備株式会社、熊谷興業株式会社、有限会社大和清掃興業との協定
- (24) 災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関するワールド動物病院、光動物愛護病院、菅原獣医科医院、かわの動物病院、光アニマルケアクリニックとの協定
- (25) 災害時避難施設に係る情報の提供に関する株式会社バカンとの協定
- (26) 災害時における物資供給等に関する株式会社ジュンテンドーとの協定
- (27) 災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関する社会福祉法人ひかり苑との協定
- (28) 災害時におけるバス利用に関する株式会社アサヒ観光協定との協定
- (29) 災害時における電気自動車の活用に関する日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、住友三井オートサービス株式会社との協定
- (30) 災害時における避難所等の安全確保に関する総合警備保障株式会社との協定
- (31) 災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関するDS SKY WORKS株式会社との協定
- (32) 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関するジェムカ株式会社との協定
- (33) 災害時における物資輸送等における福山通運株式会社徳山支店との協定
- (34) 光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する社会福祉法人光市社会福祉協議会との協定

2 今後締結を検討する協定等

- (1) 災害応急対策用車両の確保に関する協定
- (2) 通信設備の利用に関する協定
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品の供給に関する協定
- (4) その他災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

※ 「警察通信設備の使用に関する協定」については締結不要

- 資料編 [応援協定等]
- 山口県消防防災ヘリコプター応援協定
 - 山口県内広域消防相互応援協定書
 - 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書
 - 山口県及び市町相互間の災害時応援協定（山口県及び県内全市町）
 - 災害時における協力に関する協定（光地区消防組合）
 - 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員）
 - 災害時における情報交換に関する協定（中国地方整備局）
 - 災害時の救護活動に関する協定（光市医師会）
 - 医薬品等の調達に係る協定（光市薬業組合及び光市薬剤師会）
 - 災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）
 - 災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事協同組合）
 - 災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書（光市内郵便局）
 - 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書（中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター）
 - 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社山口支店）
 - 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書（イオン株式会社西日本カンパニー）
 - 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）
 - 災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
 - 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（株式会社アステールおかむら）
 - 災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書（生活協同組合コープやまぐち）
 - 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（山口県LPガス協会光支部）
 - 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（株式会社みうら）
 - 地域活性化包括連携協定（株式会社丸久）
 - 災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書（株式会社オオジマ）

- 災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書（株式会社レボ）
- 避難所開設に係る覚書（山口県立光高等学校）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人光富士白苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人ひかり苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人大和福祉会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人和光苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（医療法人社団光仁会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（有限会社メディビス）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（NPO法人優喜会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（NPO法人森林の里）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（有限会社兼清メディカルサービス）
- 災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書（山口県行政書士会）
- 救援物資集積場所に関する覚書（山口県立光高等学校）
- 災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書（牛島海運有限会社）
- 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン事業統括本部総合販売本部中四国エリアグループ）
- 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
- 災害時における施設等の提供の協力に関する協定（社会福祉法人ひかり苑）
- 災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書（山口県産業ドローン協会）
- 災害時における石油類燃料の供給に関する協定（山口県石油商業組合周南連合支部光地区）
- 災害時における応急対策資機材の供給に関する協定（光東株式会社）

- 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定
(光環境整備株式会社、熊谷興業株式会社、有限会社大和清掃興業)
- 災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定(ワールド動物病院、光動物愛護病院、菅原獣医科医院、かわの動物病院)
- 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定
(株式会社バカン)
- 包括連携に関する協定(大塚製薬株式会社)
- 災害時における物資供給等に関する協定
(株式会社ジュンテンドー)
- 災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関する協定(社会福祉法人ひかり苑)
- 災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定(光アニマルケアクリニック)
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
(社会福祉法人光仁会)
- 災害時におけるバス利用に関する協定書
(株式会社アサヒ観光)
- 災害時における電気自動車の活用に関する協定書
(日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、住友光井オートサービス株式会社)
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
(医療法人睦会)
- 災害時における避難所等の安全確保に関する協定
(総合警備保障株式会社)
- 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定
(DS SKY WORKS株式会社)
- 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定
(ジェムカ株式会社)
- 災害時における物資輸送等における協定
(福山通運株式会社徳山支店)
- 光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書(社会福祉法人 光市社会福祉協議会)

第2項 応援機関の活動体制の整備

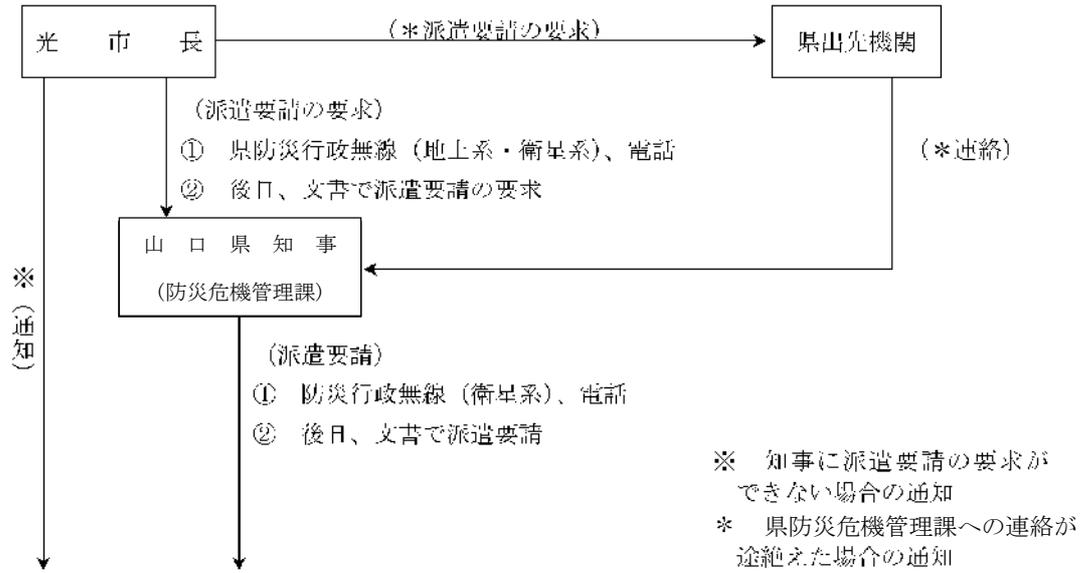
- 1 国や近隣市町(消防本部)、隣接県、他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 3 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、内陸部に活動拠点を確保する。
また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第3節 自衛隊との連携体制

防災危機管理課

市は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め、必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先
- 5 自衛隊集結地



陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 (県庁内線5184) 防災無線(衛星系) 8-035-217
	第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線(衛星系) 8-034-101-941-157
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線(衛星系) 8-034-101-89-158
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111
航空自衛隊	第12飛行教育団	防府市	0835-22-1950 (内線231)
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950
	西部航空方面隊	福岡県	092-581-4031
	第3術科学校	福岡県	093-223-0981
	第17警戒隊	萩市	0838-23-2011

第4節 海上保安部との連携体制

防災危機管理課
農林水産課

市は、海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備し、台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会との連携体制を強化しておく。

また、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

資料編 [その他] ○台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会会則

第5節 防災中枢機能の確保、充実

各課共通

災害発生時に円滑な応急活動ができるよう、防災中枢機能を果たす施設設備等について、安全性の確保及び充実を図るため、次の整備を行う。

- 1 既存の施設設備にあっては、安全点検を行い、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（市庁舎、大和支所、消防本部庁舎、総合福祉センター、水道局、避難収容施設、総合病院等）の整備に努める。
- 3 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 庁舎、消防本部庁舎、総合病院等の災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第6節 水防資機材の整備

防災危機管理課 大和支所住民福祉課
道路河川課

第1項 水防資機材の備蓄状況

- 1 本庁、大和支所、出張所等の水防倉庫に各種水防用資機材を備蓄している。
- 2 市は、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

資料編 [水 防] ◦水防用輸送設備、備蓄器具資材一覧

第2項 水防資機材の整備対策

1 備蓄基準

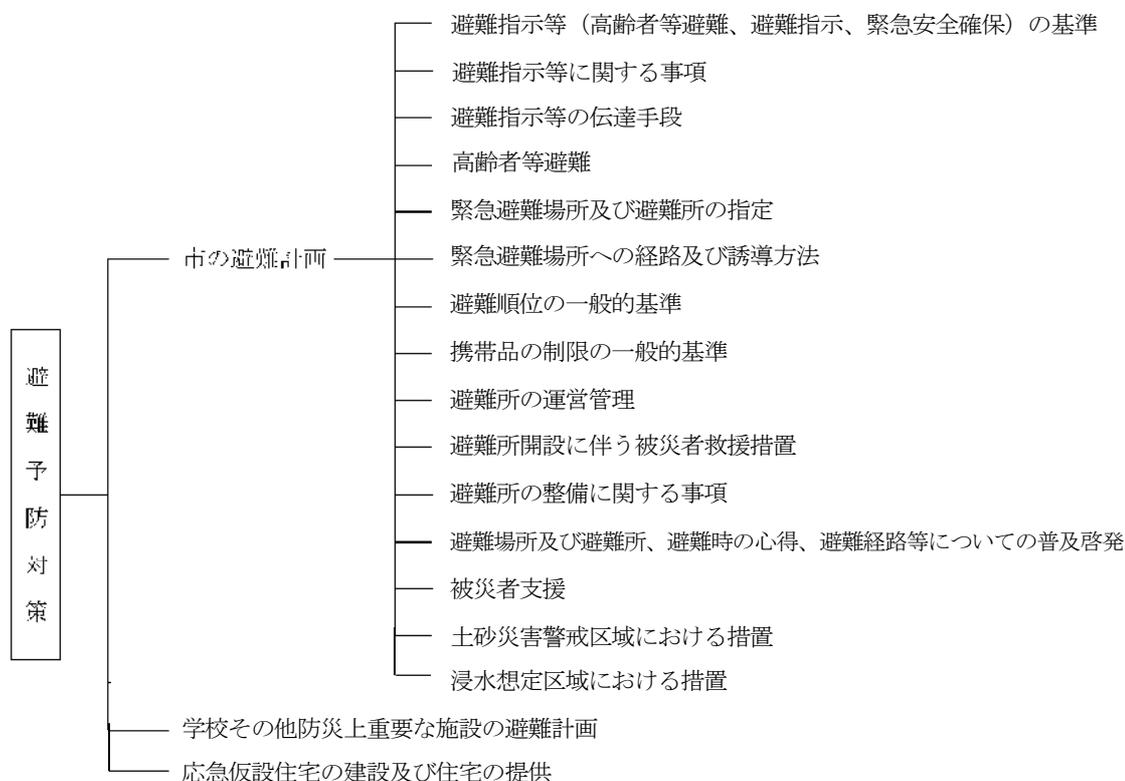
市は、概ね重要水防箇所内の堤防の延長2キロメートルについて1か所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、山口県地域防災計画第3編第13章「水防計画」に定める基準による資材器具を準備するよう努めるものとする。

2 整備対策

水防用資材器具及び設備については、定期的に点検するとともに、計画的に必要な水防用資材器具及び設備の整備に努めるものとする。

第7章 避難予防対策

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るため、的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、指定緊急避難場所・避難所等について、あらかじめ避難計画を策定しておくものとする。



第1節 市の避難計画

防災危機管理課

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、コミュニティセンター、学校等の公共の施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第1項 避難指示等（緊急安全確保、避難の指示、高齢者等避難）の基準

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、 即ち災害リスクのある区域等の高 齢者等が危険な場所から避難する	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等

	べき状況	の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、 即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、 即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保

※屋内安全確保とは

洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自らの自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

市は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、避難指示を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について取りまとめた「避難情報判断マニュアル」により実施する。

第2項 避難指示等の伝達事項

避難指示等の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

- 1 避難指示等の発令者
- 2 避難指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

平素から避難指示等を発令した場合における伝達手段等を確保しておく。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、光地区消防組合消防本部、光警察署、徳山海上保安部、Kビジョン、自治会、自主防災組織等の協力による伝達体制を整備するものとする。

また、平素から夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段の確保や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制を確立しておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用

2 無線、電話及び放送等による伝達

- (1) 防災行政無線（同報系）、電話等
- (2) テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む。）

3 広報車、伝達員による直接伝達

災害時における通信途絶を想定し、自治会、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を検討し整備に努める。

4 防災広報ダイヤルによる伝達

防災広報ダイヤルを活用し、周知に努める。

5 メール配信による伝達

光市メール配信サービスを活用し、周知に努める。

6 防災情報電話通知サービスによる伝達

防災情報電話通知サービスを活用し、周知に努める。

7 市ホームページ、市ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）による伝達

市ホームページ、市SNSを活用し、周知に努める。

第4項 高齢者等避難

避難指示の事前段階として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）をはじめとする避難行動に時間を要する要配慮者に対して、高齢者等避難の発令により、早めの段階で避難行動を開始することを求める。なお、発令基準や伝達方法について「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に、避難情報判断マニュアルに定める。

第5項 緊急避難場所及び避難所の指定

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

1 選定基準

(1) 指定緊急避難場所

災害の種類に応じ、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されて

いるもの等を指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

- ・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
- ・緊急避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- ・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- ・避難人口は、夜間人口による。

2 緊急避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した緊急避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

避難所の利用一覧表 (例)

使用する地域 又は地区名	避難所名	収容人員	炊き出し 能力	施設の 能力	経路・位置 ・所要時間	施設 管理者	管理 責任者	連絡員

3 緊急避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておくものとする。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。
- (4) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所に関する役割分担等を定めるよう努める。

資料編 [救援施設等] ○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第6項 緊急避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう、警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶものとする。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る体制を構築する。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に緊急避難場所・避難所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また、夜間照明、外国語表示の標識等の設置に努めるものとする。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2か所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ住民への周知を図るものとする。

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合
上記の他、若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

市は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。また、市及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家との定期的な情報交換に努める。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積場所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿（様式の作成）
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）
集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救援措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給

5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第12項 避難所及び緊急避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 市ホームページ、広報紙、掲示板、防災パンフレット・マップ等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 市ホームページ、メール配信サービス、防災情報電話通知サービス、市SNSによる周知
 - (2) 広報車による周知
 - (3) 防災広報ダイヤルの開設
 - (4) 防災行政無線放送による広報
 - (5) 避難誘導員による現地広報
 - (6) 自治会、自主防災組織等を通じた広報

第13項 被災者支援

税務課が住家被害調査、福祉総務課が罹災証明書交付等の担当であるが、大規模災害に備えて、庁内の応援体制の構築、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害調査の担当者の育成、他団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を図る。

第14項 土砂災害警戒区域における措置

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、知事により指定された土砂災害警戒区域について、土砂災害警戒区域を示したハザードマップ及び緊急避難場所及び避難所、避難路の周知に努める。また、次のとおり警戒体制を定める。

1 情報の収集及び伝達

市は、山口県土砂災害ポータル、気象庁防災情報提供システム等を活用し、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報を収集し、必要な情報について防災行政無線等を活用して、対象地域の住民に伝達を行うものとする。

なお、住民に対する情報の伝達は、第3編第2章第5節「広報計画」に定める。

2 円滑な避難の確保を図るために必要な措置

市は、土砂災害が発生するおそれがあるときに、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て、避難誘導等を行うものとする。なお、避難情報の発令及び伝達、避難誘導等については、第3編第5章第1節「避難指示等」に

定める。

土砂災害警戒区域内の主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）については、施設管理者への避難情報等の伝達手段として、FAXを利用するとともに、迅速な情報入手につながる光市メール配信サービス等の利用を周知する。また、避難確保計画の作成を支援するとともに、土砂災害に係る防災訓練を協力して実施するなど、警戒避難体制を整備するものとする。

資料編 〔災害危険箇所〕○市内要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域）一覧
○市内学校施設（土砂災害警戒区域）一覧

3 救助

救助に関することは、第3編第4章第1節「救助・救急計画」に定める。

第15項 浸水想定区域における措置

「水防法」第14条の規定に基づき、知事により指定された浸水想定区域について、同法第15条の規定に基づき、浸水想定区域を示したハザードマップ、緊急避難場所、避難所及び避難路の周知に努める。また、次のとおり警戒体制を定める。

1 情報の伝達

市は、防災行政無線等を活用して、対象地域の住民に情報の伝達を行うものとする。

なお、情報の伝達は、第3編第2章第5節「広報計画」に定める。

2 円滑な避難の確保を図るために必要な措置

市は、洪水時の、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て、避難誘導等を行うものとする。なお、避難情報の発令及び伝達、避難誘導等については、第3編第5章第1節「避難指示等」に定める。

浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）については、施設管理者への避難情報等の伝達手段として、FAXを利用するとともに、迅速な情報入手につながるメール配信サービス等の利用を周知する。また、避難確保計画の作成を支援するとともに、水害に係る防災訓練を協力して実施するなど、警戒避難体制を整備するものとする。

資料編 〔災害危険箇所〕○市内要配慮者利用施設（浸水想定区域）一覧
○市内学校施設（浸水想定区域）一覧

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

教育委員会 病院局
各施設担当課

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

区分	留意事項
学校及び 幼児教育施設	地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
病院	患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
福祉関係施設	入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
その他防災上 重要な施設	避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

建築住宅課

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

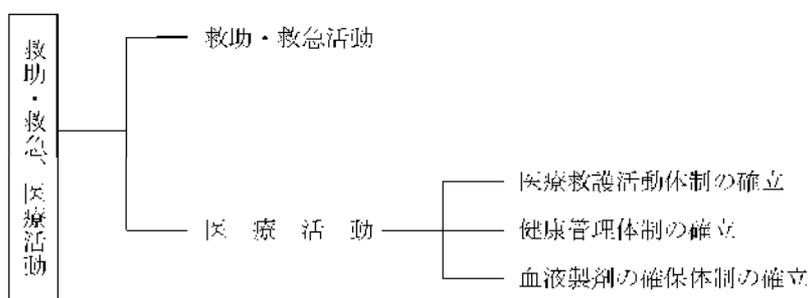
- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制を整備しておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たっての選考基準、入居手続き等について、あらかじめ定めておく。
- 4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動

健康増進課 病院局
消防組合

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における市、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。

このため、市、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立に努めるものとする。



第1節 救助・救急活動

市及び光地区消防組合は、救助・救急体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

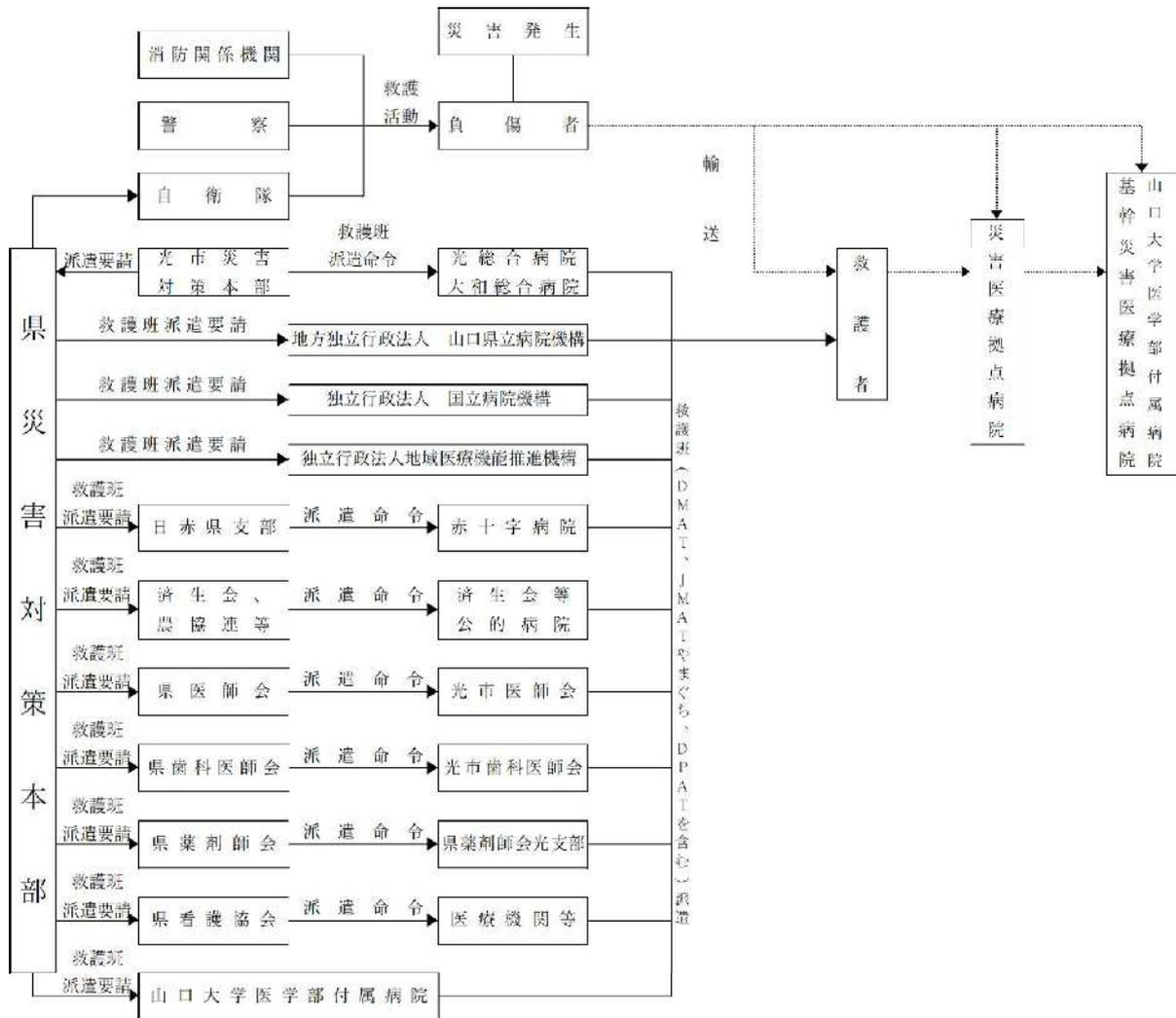
- 1 災害の初動時に、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、救助・救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備に努める。
- 2 「山口県内広域消防相互応援協定」等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう、受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 3 消防団、住民、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 4 大規模災害時に的確に救助・救急業務に対応するため、救助・救急隊員の増強を図る。
- 5 都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を進める。
- 6 救助工作車、救急自動車、及び救助・救急用資機材の整備充実に努める。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

市は、県が実施した被害想定調査結果等を踏まえ、災害時における医療救護活動体制を県及び関係機関と調整のうえ、確立しておくものとする。

医療救護活動体系図



1 市の整備

市は、災害時の医療救護活動が円滑に行えるよう、次の事項等について整備を推進し、医療救護体制の確立を図るものとする。

(1) 市は、平時から医療施設等の整備を推進するものとする。

- ア 医療施設等の災害に対する安全性・耐震性の確保及び不燃化の推進
- イ 災害に対する安全性・耐震性を持った自家発電設備、貯水槽等の整備
- ウ 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄や食料・水等の備蓄
- エ 医療従事者の非常参集システム及び緊急医療体制の整備
- オ 消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備（無線電話等）

(2) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。

設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。

(3) 光総合病院、大和総合病院によって医療救護班を編成するとともに、緊急出動体制を整備する。また、市内医療機関で構成する医療救護班の編成体制を整備する。

医療救護班の編成基準

医 師	1～2名	
薬 劑 師	1名	必要に応じて編入
看 護 師	3～5名	うち1名は師長
事 務 職 員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手1名		

(4) 県、医療機関と連携して、救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2 医療関係機関との協定の締結

本市は、救護班の派遣等について光市医師会と、また医薬品等の供給について山口県薬剤師会光支部と協定を締結している。

災害時に医療救護活動が円滑に行えるよう、協定内容を織り込んだ防災訓練を実施し、医療救護体制の充実を図るものとする。

資料編 [救援施設等] ◦市内医療機関一覧
 [応援協定等] ◦災害時の救護活動に関する協定(光市医師会)
 ◦医薬品等の調達に係る協定(光市薬業組合及び光市薬剤師会)

3 住民の責務

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 市、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

市の保健師、栄養士及び歯科衛生士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、メンタルヘルスケア、栄養指導及び口腔衛生指導ができるよう、保健指導体制を確立しておく。

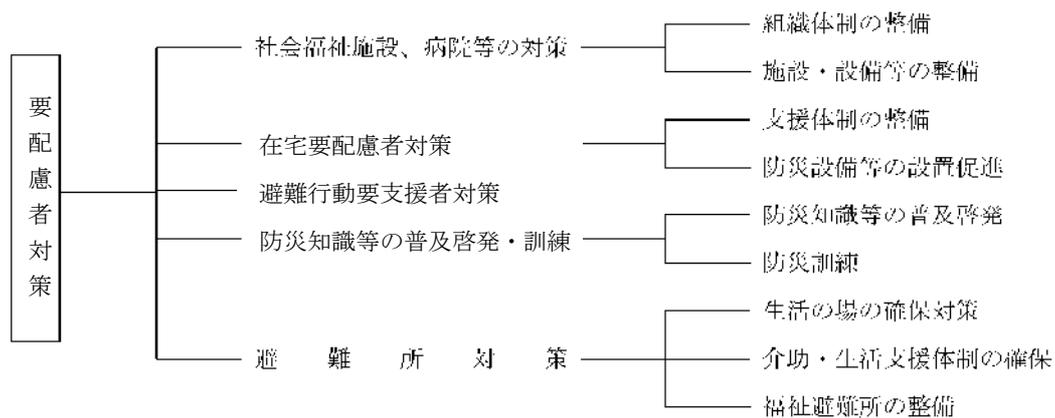
第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 市は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの制約と困難を伴い、さらに避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となる。

このため、市は、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備する。また、社会福祉施設等における防災対策を進めるとともに、在宅避難行動要支援者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

福祉総務課 病院局
高齢者支援課

第1項 組織体制の整備

1 市は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入居者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。

(2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

2 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防火計画を作成するなど、組織体制を整備する。

特に、夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

(2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教

育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。

(3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

(4) 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域に位置する施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、あらかじめ安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力を得る等、万全を期すものとする。

第2項 施設・設備等の整備

1 市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。

2 市は、県や社会福祉施設管理者等と連携して、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。

3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。

(1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性・耐震性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。

(2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

福祉総務課 高齢者支援課 防災危機管理課 消防組合

第1項 支援体制の整備

1 市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、高齢者、障害者等に関する各種調査、在宅保健・福祉サービスの提供等を通じ、災害時に支援等の必要な対象者や介護体制の有無等について、住民のプライバシーに十分な配慮を行いつつ、その実態把握に努める。

2 市は、災害時における高齢者、障害者等に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

また、自主防災組織の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行えるようその支援体制の整備に努める。

3 市は、災害救助関係業務に加え、高齢者、障害者等に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、総合福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

4 市は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の高齢者、障害者等の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

5 市は、上記体制を詳細に規定する「避難行動要支援者支援マニュアル」を作成するものとする。

第2項 防災設備等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 避難行動要支援者対策

福祉総務課	高齢者支援課
防災危機管理課	

第1項 避難行動要支援者の把握

- 1 市は、居住する在宅要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるものとする。
- 2 市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。
- 3 市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために必要があると認めるときは、知事及びその他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

第2項 避難行動要支援者名簿の作成

- 1 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。
- 2 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 65歳以上のひとり暮らしの者又は75歳以上のみの世帯の者
 - (2) 身体障害1・2級、療育手帳A、精神障害1級のいずれかの者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、支援が必要と判断される者で、避難行動要支援者名簿への登録を希望する者
- 3 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所又は居所
 - (5) 電話番号及びその他の連絡先
 - (6) 避難支援を必要とする事由
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援の実施に関し市長が必要と認める事項
- 4 市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に実施するため、地域支援団体等の協力を

得て、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報に保つものとする。また、庁舎の被災時においても名簿が活用できるよう適切な管理を行う。

第3項 個別避難計画

- 1 市は、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努める。
- 2 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおり。
 - (1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

第4項 避難行動要支援者名簿情報の提供

- 1 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。
- 2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
- 3 避難支援等関係者となるものは、次に掲げる団体及び個人とする。
 - (1) 光地区消防組合
 - (2) 光警察署
 - (3) 民生委員・児童委員
 - (4) 社会福祉協議会
 - (5) 消防団
 - (6) 自主防災組織等（自治会、町内会を含む。）
 - (7) その他避難支援等の実施に携わる関係者
- 4 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置及びその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するための措置として、名簿の提供を受けた避難支援等関係者又は団体の長に対して、個人情報守秘に関する覚書の締結を義務付けるとともに、名簿取扱者の限定や必要以上に名簿の複製の禁止、名簿の保管方法の指定、使用後の名簿の破棄、又は返却などの措置をとるものとする。

第5項 避難情報及び避難支援等関係者の安全確保

市は、要配慮者が円滑に避難できるよう避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

また、避難支援等関係者は自らの安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、支援を行うものとする。

第4節 防災知識の普及啓発・訓練

福祉総務課	高齢者支援課
防災危機管理課	教育委員会

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 市は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、消火器及び住宅用火災警報器の設置、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- 3 市は、幼稚園児に対する安全対策として、災害時における園児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、教職員や園児に対しても計画的に訓練等を実施するよう指導する。
- 4 外国人に対しては、災害に関する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でないので、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。

第2項 防災訓練

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第5節 避難所対策

防災危機管理課 福祉総務課
教育委員会 各施設担当課

第1項 生活の場の確保対策

避難所においては、高齢者や障害者等にとっては厳しい環境となるため、避難所生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、市は、生活の場の確保対策として、公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第2項 介助・生活支援体制の確保

- 1 市は、避難所における高齢者、障害者等の食事や排泄の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。
- 2 避難所における要配慮者の介助又は情報の伝達が適切に行われるようにするため、避難所の管理職員は開設の際に、まず要配慮者用スペースを確保するものとし、介助者の協力を得られやすい環境づくりに努める。

第3項 福祉避難所の整備及び施設専用避難所の指定

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、設備が整備されている市内の社会福祉施設管理者と

あらかじめ受入れ等の協力体制の整備を推進するものとする。

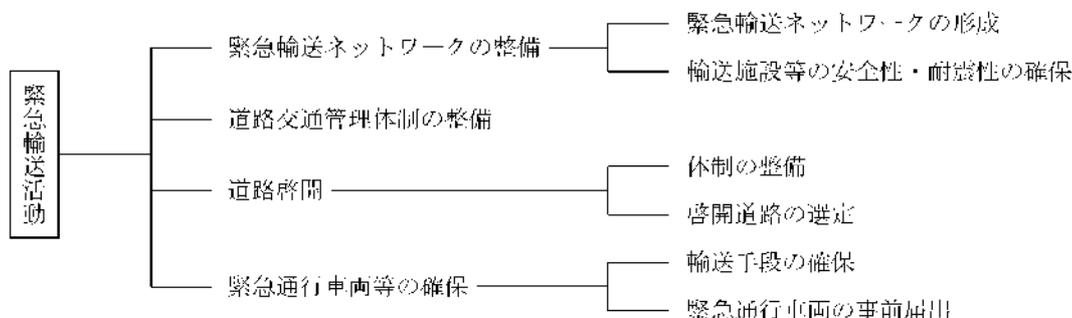
また、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

なお、福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

<p>資料編 [救援施設等] ◦福祉避難所一覧 [応援協定等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (社会福祉法人光富士白苑) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (社会福祉法人ひかり苑) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (社会福祉法人大和福祉会) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (社会福祉法人和光苑) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (医療法人社団光仁会) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (有限会社メディビス) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (NPO法人優喜会) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (NPO法人森林の里) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (有限会社兼清メディカルサービス) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関する協定(社会福祉法人ひかり苑) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (社会福祉法人光仁会) ◦災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (医療法人睦会)

第10章 緊急輸送活動

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であるため、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開体制の整備、緊急通行車両の確保を行う。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

防災危機管理課
道路河川課

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

市では、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点进行指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

区分	指定輸送施設等
道路	(1) 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路 (2) 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線
港湾	(1) 海上緊急輸送基地となる主要な港湾 (2) 海上緊急輸送基地を補完する港湾
漁港	(1) 海上緊急輸送基地となる主要な漁港 (2) 海上緊急輸送基地を補完する漁港
飛行場等	臨時ヘリポート

2 輸送拠点等の指定

市は、他市町等からの緊急物資の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための輸送拠点施設として「県立光高等学校」を指定しておくものとする。

なお、「県立光高等学校」が被災し、使用不能の場合及び交通の状況により他の場所が適当であると思われる場合は、隣接市町との交通状況を勘案し、避難所として使用されない比較的被害の

少ない地域の公共施設等を指定する。

また、他市町等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設について、検討しておくものとする。

3 輸送施設・拠点の周知

輸送施設・拠点として指定した施設については、広報紙等を活用するなどして関係機関・住民等へ周知を図る。

資料編 [輸 送] ◦臨時ヘリポート予定地一覧

第2項 輸送施設等の安全性・耐震性の確保

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性、特に耐震性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

道路河川課
光警察署

県警察は、交通規制を円滑に行う対策を整備するほか、広域的な交通管理体制の確立を図るものとする。

また、道路管理者は、道路交通関連施設の災害に対する安全性、耐震性の確保を図る。

第3節 道路啓開

道路河川課

第1項 体制の整備

市は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保を図るため、既に大和町建設業協同組合等と災害時の協力に関する協定を締結しているが、市が行う防災訓練への当該団体の参加等により、連携体制の構築を図るものとする。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう、受入体制の整備に努める。

資料編 [応援協定等] ◦災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）

第2項 啓開道路の選定

市は、県が指定する緊急輸送道路と市の防災拠点（災害対策本部の設置場所となる「市役所防災庁舎」、物資の一時集積場となる「県立光高等学校」、臨時ヘリポートのほか、隣接市町、避難所、主要な病院等）とを結ぶ道路を緊急啓開道路と指定し、災害時において他の道路に優先して啓開ができるよう、大和町建設業協同組合等との連携を図るものとする。

第4節 緊急通行車両等の確保

防災危機管理課

第1項 輸送手段の確保

市は、平常時から庁用車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、災害時に緊急通行車両等の不足に備え、関係団体との協定締結等の検討を図り、車両等の調達体制の整備に努めるものとする。

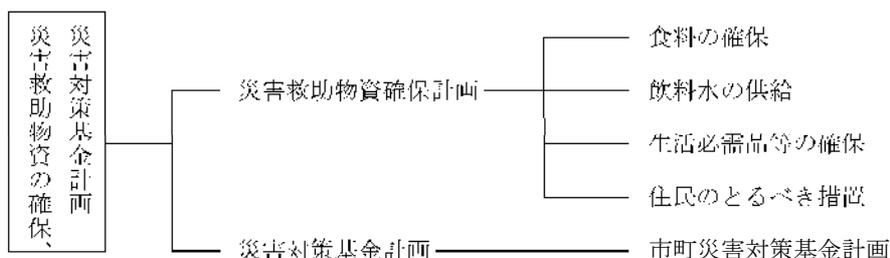
第2項 緊急通行車両の事前届出

市は、災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両の確認標章及び証明書の交付を受けるため、市公用車両のうち災害応急対策として使用することが既に決定しているものについては、あらかじめ確認機関に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証の交付を受けておくものとする。

第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努める。

また、市は、山口県市町総合事務組合負担金条例に基づく基金を積み立てるものとする。



第1節 災害救助物資確保計画

防災危機管理課 農林水産課
福祉総務課 水道局

第1項 食料の確保

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、県が実施した被害想定調査結果等を踏まえ、調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図る。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

- (1) 主食系として、米について、県等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。
- (2) 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等の食料について、災害が発生した場合、直ちに出荷要請を行うことができるよう、食料流通業者等との応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努める。

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

市水道局は、県が実施した被害想定調査結果等を踏まえ、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等を定めた応急給水活動計画を策定しておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実

施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

市水道局は、県が実施した被害想定調査結果等を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル)

(2) 井戸水の活用

市内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、周南健康福祉センター(周南環境保健所)との連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

市水道局は、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋、ペットボトル「光の水」等応急給水資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

市水道局は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、他市町、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

資料編 【防災機関・団体】○光市指定給水装置工事業者一覧
【救援施設等】○応急給水機器材所在状況一覧

第3項 生活必需品等の確保

市は、県が実施した被害想定調査結果等を踏まえ、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

第4項 住民のとりべき措置

1 住民のとりべき措置

住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努めるものとする。

2 市の措置

市は、市ホームページ、市広報紙等を活用して、住民に対して食料、飲料水等の備蓄や非常持出し品の準備等の必要性について啓発を図るものとする。

第2節 災害対策基金計画

財 政 課

第1項 市町災害対策基金計画

1 災害基金組合

災害による災害対策事業費等の費用の財源に充てるため、山口県内の全市町をもって山口県市町総合事務組合が設立されている。

2 基金組合への積立て

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の負担目標額に達するまで、組合市町は、毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当

する金額(その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあつては、平均額を上限とする。)を負担する。

3 基金の処分

(1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものである。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の議決を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあつては、市町負担金の3倍以内の額を処分することができる。

- ア 災害による減収補てんを要するとき。
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき。
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき。

(3) 前記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町負担金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができる。

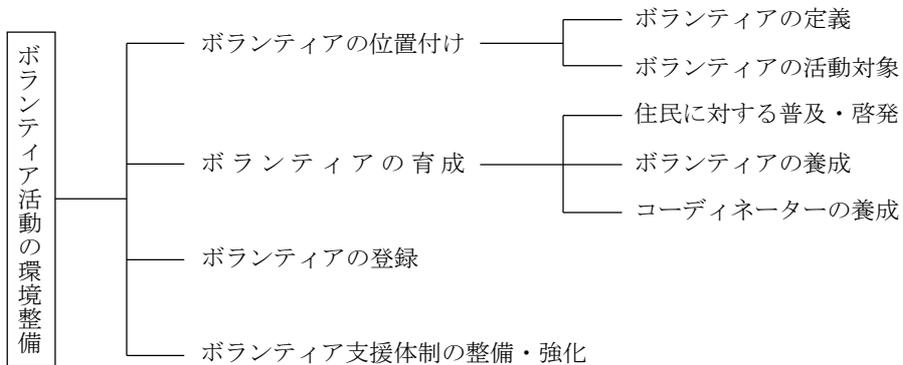
- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業

第12章 ボランティア活動の環境整備

防災危機管理課
福祉総務課

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく一般住民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。



第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、概ね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害警戒区域危険箇所の調査（斜面判定士等） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言） ・その他特殊な技術を要する者
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

第1項 住民に対する普及・啓発

市は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの住民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

市は、光市社会福祉協議会や関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市は、県や関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

県及び光市ボランティアセンターは、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える

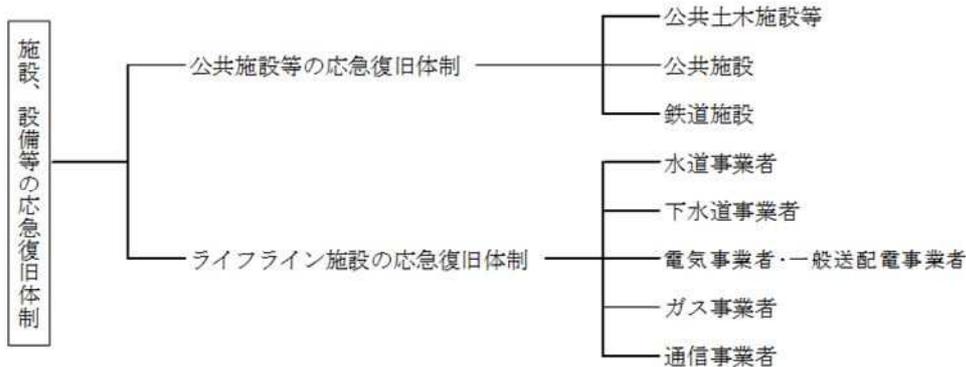
第4節 ボランティア支援体制の整備・強化

市は、平常時から社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

また、市社会福祉協議会と協議し、市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、あらかじめ一般ボランティアの活動のコーディネート等の支援拠点となる活動支援センターを定め、必要な連携体制等の構築に努める。

第13章 施設、設備等の応急復旧体制

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、住民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講ずる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。



第1節 公共施設等の応急復旧体制

各施設担当課

第1項 公共土木施設等

1 被災施設設備の情報収集協力体制の確立

市は、被災状況の情報の相互提供等について、あらかじめ市内郵便局と覚書を締結している。

災害時に、被災施設設備の迅速な応急復旧ができるよう、あらかじめ民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう協定等を締結するなど必要な措置を講じ、応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。

資料編 [応援協定等] ◦災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書
(光市内郵便局)

2 応急復旧資機材の調達体制の確立

市は、既に大和町建設業協同組合、光市管工事協同組合と災害時における人員や資機材の協力要請に関する応援協定を締結している。

応急復旧に必要な各種資機材について常に把握するとともに、調達を必要とする資機材について、今後とも民間業者等との協定締結を推進するなどの措置を講じるものとする。

資料編 [応援協定等] ◦災害時等における協力態勢に関する協定書 (大和町建設業協同組合)
◦災害時等における協力態勢に関する協定 (光市管工事協同組合)

第2項 公共施設

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は、平常時から施設利用者等の安全を確保するための応急

措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設（西日本旅客鉄道（株））

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

水道局 下水道課

第1項 水道事業者（市水道局）

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者（市下水道課）

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者・一般送配電事業者（中国電力ネットワーク（株））

所管する電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者（山口県LPガス協会光支部及び山口合同ガス（株））

二次災害の発生を防止するため、発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第5項 通信事業者（NTT西日本株式会社）

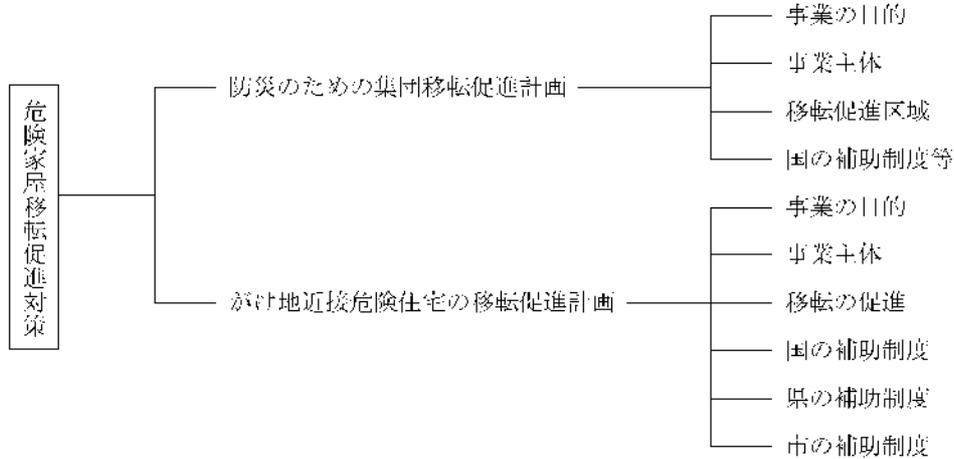
1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第14章 危険家屋移転促進対策

住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業を推進する。



第1節 防災のための集団移転促進計画

建築住宅課 監理課
都市政策課

第1項 事業の目的

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅用地を整備する等の集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体

市（建築住宅課、監理課、都市政策課）。ただし、例外として市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

第3項 移転促進区域

被災地域	集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの
災害危険区域	建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費については政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費

- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画

建築住宅課 監理課 都市政策課

第1項 事業の目的

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅（がけ地の崩壊、土石流、地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき、地方公共団体が条例で建築を制限している区域（山口県建築基準条例第7条）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅）の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

第2項 事業主体

市（建築住宅課、監理課、都市政策課）。ただし、特別の事業がある場合には、県が実施することができる。

第3項 移転の促進

市は、事業計画に従って危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 国の補助制度

国は、事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。

- 1 危険住宅の除去等に要する経費
- 2 危険住宅に代る住宅の建設（購入含む。）

第5項 県の補助制度

県は、事業主体に対して、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその4分の1を補助する。

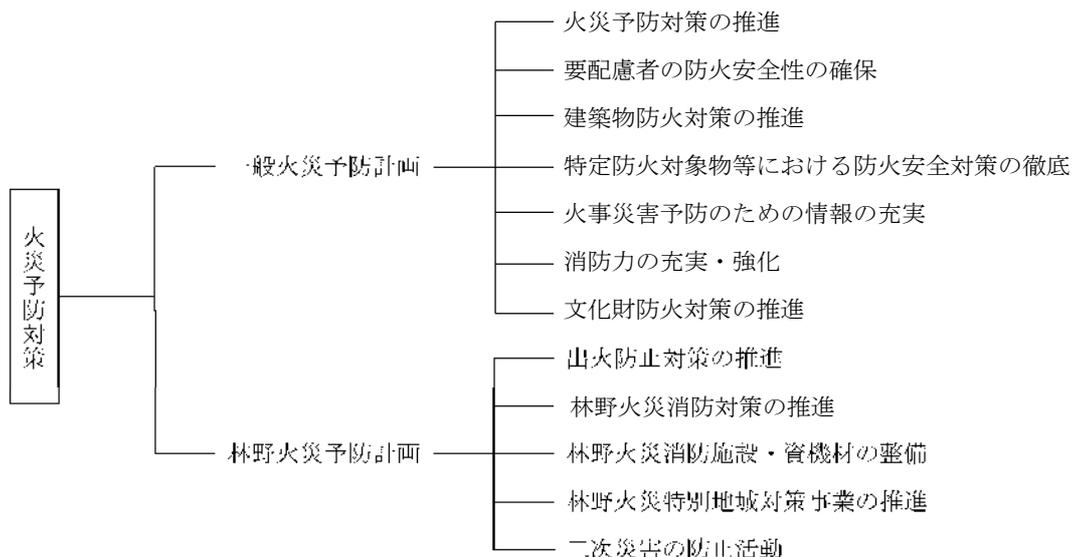
第6項 市の補助制度

市は、「光市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」（令和元年告示第7号）の規定に基づき、事業主体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

第15章 火災予防対策

火災は、住民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市、光地区消防組合は必要な火災予防対策を推進する。



第1節 一般火災予防計画

防災危機管理課
消防組合

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため、市及び光地区消防組合は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な普及啓発活動を推進する。

特に、春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布を行う。

(1) 地域に密着した火災予防思想の普及啓発

ア 火災予防思想の徹底を図るため、広報用品の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

- (ア) 街頭広報による啓発活動
- (イ) イベント、集会等を利用した啓発活動
- (ウ) 巡回広報による啓発活動
- (エ) 戸別訪問による防火指導

(オ) 学校、職場等における防火指導

(カ) 自主防災組織による啓発活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に在住する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理等の必要な広報活動を行う。

2 災害に強いまちの形成

(1) 市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等による整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

(2) 市、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた光地区消防組合火災予防条例及び光地区消防組合火災予防条例等施行規則の周知徹底を図る。

(1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

(2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準

(3) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

4 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ ホームページや報道機関の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

ウ 県、光地区消防組合等の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(3) 住宅用防災機器等の普及

住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、住民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、事業所及び女性・高齢者等の社会活動団体等による自主防災組織に対する指導・育成を図るとともに、幼年・少年・女性防火クラブの活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め、効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の要配慮者に対し、火災等の災害のない生活の場を確保するため、市、光地区消防組合及び関係団体等は、次の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65歳以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、市及び光地区消防組合等は、高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

(1) 防火意識の高揚

(2) 住宅用防災機器の普及

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう、消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

(1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるよう、自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。

(2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（点滅機能又は音声誘導機能等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、市及び光地区消防組合は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全

に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、光地区消防組合はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

光地区消防組合は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果、あるいは過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

(1) 光地区消防組合は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合し、かつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。

(2) 光地区消防組合は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、収容人員が一定以上の防火対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

光地区消防組合は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りするホテル・旅館、スーパーマーケット、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物等については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物等の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

(1) 光地区消防組合は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。

(2) 特に、高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。

(3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。

(4) 光地区消防組合は、用途別に国が定めた「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、適切な指導を行う。

ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ ホテル・旅館等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

エ 小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

光地区消防組合は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

(1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。

(2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。

(3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反对象物に対する是正措置の徹底

光地区消防組合は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反对象物については、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底を図られるよう指導を行う。

第5項 火事災害予防のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、出火防止のため、乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の適時・的確な発表に努めるものとする。

第6項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、消防力の充実・強化が求められることから、市及び光地区消防組合は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 消防計画の整備

光地区消防組合は、あらかじめ策定している消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎょ活動の実施に努める。

(1) 消防組織に関すること。

(2) 消防力の整備に関すること。

(3) 防災のための調査に関すること。

(4) 防災教育訓練に関すること。

(5) 災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。

(6) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。

(7) その他災害に関すること。

2 消防組織の充実

(1) 消防本部の充実

予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。

(2) 消防の広域化の推進

近年の変貌する消防事象に的確に対処するための手法として、消防の広域化について検討を進める。

(3) 広域消防応援体制の整備

県内の市町村、組合消防本部が締結した県内広域消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市及び消防本部は必要な運用体制の確立に努める。

(4) 消防団の活性化の推進

消防活動(防災活動)等において消防団が担う役割の重要性に鑑み、市は、消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(5) 自主防災組織の育成

本節第1項5参照

(6) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、市及び光地区消防組合は、消防職員、消防団員が容易に教育を受けられることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

ア 市及び光地区消防組合は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防施設及び消防機械器具、消防水利施設の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう、軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

(2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

ア 林野火災消火活動の迅速な対応を図るため、県と連携し林野火災用空中消火資機材の計画的な整備を推進する。

イ 化学消火薬剤の整備充実に努める。

<p>資料編 [防災機関・団体] ○光地区消防組合機構図</p> <p style="text-align: center;">○光市消防団組織図</p> <p>[消 防] ○光地区消防組合所有車両等一覧</p> <p style="text-align: center;">○消防団所有機械器具配置状況一覧</p> <p style="text-align: center;">○消防水利の現況</p> <p style="text-align: center;">○市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況一覧</p>

第7項 文化財防火対策の推進

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多種多様であるため、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 文化財の現況

資料編に掲載のとおり

<p>資料編 [その他] ○指定文化財一覧</p>

2 予防対策実施責任者

- (1) 予防対策……所有者又は管理団体
- (2) 予防対策指導……県（文化振興課）及び市教育委員会（文化・社会教育課）

3 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷設備、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

エ 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等について、文化財の所有者に対し修理・更新等を図るよう指導する。

(2) 予防対策指導の推進

利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

ア 防火管理体制

イ 市・消防本部への災害通報体制

ウ 災害の起こり易い箇所の点検、確認等

エ 自衛消防組織の確立

オ その他、注意札の設置、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

(3) 火災予防思想の普及啓発

毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て火災予防思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く住民の意識の高揚を図る。

- ア 火災予防思想の普及（市ホームページ、市広報紙、展示会、講演会、映画等による。）
- イ 防火訓練の実施（地域住民・消防・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等の総合的な訓練を消防本部の協力・指導のもとに行う。）

第2節 林野火災予防計画

農林水産課 消防組合

本市の約53%を占める山林原野は、古くから木材その他の林産物の供給のほか、市域の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として住民生活に大きく貢献している。林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、市、光地区消防組合及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進するものとする。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることができること、及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、光地区消防組合及び森林組合等は、林野火災に対する火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等の防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 火災予防思想の啓発

市、光地区消防組合及び関係者は、協力して住民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、火災予防思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また、一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から、出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、市、光地区消防組合及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

(ア) 広報車による巡回広報

(イ) ポスター、チラシ等の配布

- (ウ) 広報紙による啓発
- (エ) 学校等を通じたの広報 (児童生徒の火災予防思想の高揚)
- (オ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (カ) 森林保全巡視指導員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

区 分	対 策
一 般 入 山 者 対 策	<p>登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して、次の事項を推進する。</p> <p>ア たばこ、たき火による失火については、十分な火災予防思想の啓発を図る。</p> <p>イ 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。</p> <p>ウ 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、空缶等を利用した簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。</p> <p>エ 危険時期等における入山制限の周知を図る。</p> <p>オ 観光事業者による火災予防思想の啓発を図る。</p>
山 林 内 事 業 者 (作 業 者) 対 策	<p>山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。</p> <p>ア 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。</p> <p>イ 火気責任者は、あらかじめ事業所 (作業箇所) 内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期する。</p> <p>ウ 事業所の喫煙所等において火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備する。</p> <p>エ 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう、森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じる。</p>
火 入 れ 対 策	<p>火入れに当たって、市及び光地区消防組合は、光市火入れに関する条例及び光地区消防組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。</p> <p>林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。</p> <p>ア 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。</p> <p>イ 火入れ方法の指導</p> <p>ウ 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発表・発令中又は発表・発令された場合、一切の火入れを中止する。</p> <p>火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により、他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表・発令されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。</p> <p>エ 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。</p> <p>オ 森林法及び市条例で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。</p>

道路、鉄道沿線等における火災対策	JR西日本並びに防長交通(株)等の運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。 ア 危険地帯の可燃物の除去 イ 路線の巡視 ウ 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立 エ 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜 オ 緊急時における専用電話利用の便宜
森林所有者対策	森林所有者は、自己の所有する林野から放火、失火が生じないように、次の事項を実施するものとする。 ア 一般住民に対する防火意識の啓発 イ 無許可入山者の排除 ウ 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

ア 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

イ 森林保全巡視指導員の設置

山火事の多発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視指導員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い、森林の保全を図る。

(ア) 災害の早期発見に関すること。

(イ) 無許可伐採等に対する指導

(ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。

(4) 関係団体との協力体制

ア 市及び光地区消防組合は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 市及び光地区消防組合は、地域住民による林野火災自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野火災消防対策の推進

市及び光地区消防組合は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため、次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 市及び光地区消防組合は、火災気象通報が発せられた場合に、遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(2) 市長は、气象台及び県からの火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令に備え、必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

市及び光地区消防組合は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応でき

る組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

市及び光地区消防組合は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。

平成17年5月、県内全市町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応ができるよう体制の整備に努める。

資料編 [応援協定等] ○山口県内広域消防相互応援協定書

(3) 総合的消防体制

市は、林野及び消防の行政窓口を中核として、消防、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、市及び光地区消防組合消防本部は、迅速な火災発生速報が行えるよう、あらかじめ必要な体制を確立しておく。

3 林野火災消火訓練の充実

市及び光地区消防組合は、関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市及び光地区消防組合は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

(1) 市は、林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。

(2) 市及び光地区消防組合は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。

(3) 市は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう、林道の整備を推進する。

(4) 林野火災危険地域については、市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備についてはこれまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材についてその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

市及び光地区消防組合は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、市内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第4項 林野火災特別地域対策事業の推進

市域の53%を山林原野が占める本市では、林野火災の発生又は拡大の危険度が高く、市及び光地区消防組合は、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の実態に即応した林野火災対策事

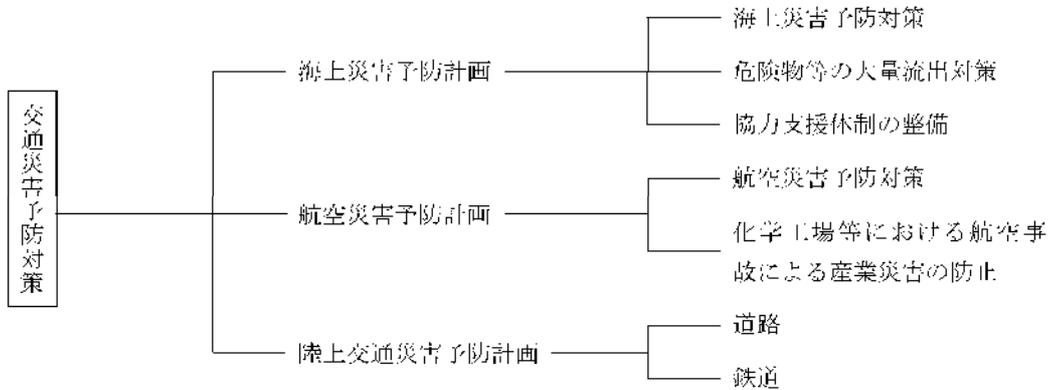
業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

第5項 二次災害の防止活動

市は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施するものとする。

第16章 交通災害予防対策

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して、防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。



第1節 海上災害予防計画

防災危機管理課	監理課
道路河川課	農林水産課
消防組合	環境政策課

本市の臨海部には鉄鋼、薬品の二大企業が立地し、また隣市には石油化学工場等があり、原材料の運搬あるいは製品の搬送等により港湾をはじめとして海上交通は輻輳し、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ。）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

第1項 海上災害予防対策

徳山海上保安部、市、光地区消防組合、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため、次の対策を推進する。

1 運輸支局、徳山海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

- ア 海図、水路書誌等水路図誌の整備を図る。
- イ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

(2) 船舶の安全な運航の確保

- ア 発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導を実施する。
- イ 人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）を積極的に実施する。
- ウ 港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。
- エ 船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保する。

- (ア) 小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。
 - (イ) 国は、小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。
 - (ウ) 船舶の無線局(船舶局等)の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。
 - (エ) 国は、船舶局等の検査体制の充実を図る。
- (3) 船舶の安全性の確保
- ア 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
 - イ 船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、P S Cの実施を積極的に推進するとともに、P S C実施体制のさらなる強化、整備を進める。
- (4) 船舶消防設備等の整備の指導
- 船舶における火災の発生及び拡大を防止するために、船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い、海上火災の防止に努める。
- また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。
- (5) 海上災害予防運動の実施
- 海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ、海上火災の防止に努める。
- (6) 岸壁関係者等への指導
- ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等(以下「岸壁管理者等」という。)に対して、船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。
 - イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。
- (7) 海上防災訓練の実施
- 毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。
- (8) 搜索、救助・救急、消火活動体制の整備
- 搜索、救助・救急活動を実施するため、船艇、航空機及び潜水器材等を活用した搜索・救急救助用資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。
- 大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努める。
- また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努める。
- (9) 二次災害の防止活動体制の整備
- 徳山海上保安部(港長)は、航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。
- (10) 海上交通環境の整備
- 航路標識の整備を行う。

2 光地区消防組合

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、光地区消防組合消防本部は、海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

- (1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船舶のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。
- (2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。
- (3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講じる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。

また、火災の特殊性に鑑み、船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。

収集する主な事項としては、次のものが考えられる。

- (ア) 発災日時
- (イ) 被災船の状況
 - a 場所：航行位置、係留、入渠等の場所
 - b 船名・船籍
 - c 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等
 - d 出火場所：倉庫、甲板、機関室
 - e 燃焼物
 - f 現場の気象：風向、天候、波浪等
- (ウ) 要救助者の状況
 - a 乗客、乗員の人数
 - b 要救助者及び負傷者の有無とその状況
- (エ) その他
 - a 積載物の種別、形態、危険物の有無
 - b 二次災害の危険性の有無
 - c 火災の対応（単独、応援者等）

d 船主、荷主会社、代理店等

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

カ 体制の整備

本市における海上交通の安全確保及び海上災害の未然防止については、「周南地区海上安全対策協議会」において、その措置を講じていくものとする。

資料編 [その他] 周防地区海上安全対策協議会会則

3 県・市（港湾・漁港等管理者）

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

4 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 係留船舶の火災爆発防止
 - ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。
 - イ 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。
 - ウ 危険物を積載した巨大船の着棧に際しては、警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。
- (2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における関係機関（徳山海上保安部（港長）、光地区消防組合、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また、油等の流出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）及び海上保安庁が作成した排出油防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

市及び防災関係機関は、県内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油污染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、徳山海上保安部、中国・九州地方整備局、市、光地区消防組合、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう、情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

ア 徳山海上保安部、運輸支局は、職員の非常参集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

イ 中国・九州地方整備局は、港湾建設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。

ウ 市及び県は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「周防地区海上安全対策協議会」により、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油污染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

(1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者並びに係留施設の管理者は、海防法に基づき排出油の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。

(2) 徳山海上保安部、中国・九州地方整備局は、油污染事故への対応を迅速・的確に実施するため、必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の充実を図る。

(3) 市及び県は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに、関係機関を指導する。

4 訓練等

徳山海上保安部、市、光地区消防組合、県、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努める。

5 普及啓発

徳山海上保安部、運輸支局等関係行政機関は、関係者に対して講習会、訪船指導等を通じ、危険物等の大量流出事故発生防止及び事故発生時の対応等に関して指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図る。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきたが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 航空災害予防計画

防災危機管理課 消防組合

第1項 航空災害予防対策

市及び光地区消防組合は、航空機災害発生時においてその消防責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進するものとする。

1 消防力の強化

光地区消防組合は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備充実を図る。

2 各種計画の策定

市は、本防災計画及び消防計画において、航空機災害に関する消火活動、救助救急活動等に係る災害応急対策についての計画を策定するものとする。

3 消防訓練の実施

人命救助・火災鎮圧等実践的な訓練を行い、必要な知識、技能の習得に努める。

第2項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止

市は、化学工場上空を飛行する航空機の高度を記録するための航空機監視設備を関係企業と協議するものとする。

第3節 陸上交通災害予防計画

防災危機管理課 監理課
道路河川課 都市政策課

第1項 道 路

1 現況

本市における道路の状況は、第1編第2章第2節第2項の「2 道路交通」に掲載されているとおり、道路の舗装率は、国道・県道については100%、市道についても99.2%と高い割合となっている。道路の新設、改良、舗装改善については、市民の暮らしに密着した利用度の高い生活道路から重点的に整備を進めている。

しかし、自動車の増加に伴い、自動車が生活道路といわれる市道の裏通りまで侵入し、路上駐車を増加させ、歩行者の安全をおびやかしている。また、生活道路の中には狭いため消防車の進入が困難な道路もある。

2 対策

本市の道路は網としての構成が充分でないため、国道188号が幹線交通から日常生活まで多様な目的で利用されており、その負荷が大きい。このため各所で一時的な交通渋滞が恒常化しており、前記1に掲げる事項のような状況が現出している。

したがって、都市計画道路を年次的に整備促進し、網としての機能を発揮できる県道等への接続路線の整備に努め、道路ネットワークづくりの推進を図るものとする。

また、これからの道路交通網の整備は、交通安全の立場から、例えば分離帯、自転車歩行車道、安全な歩道、沿道緑化などを積極的に整備を促進する。

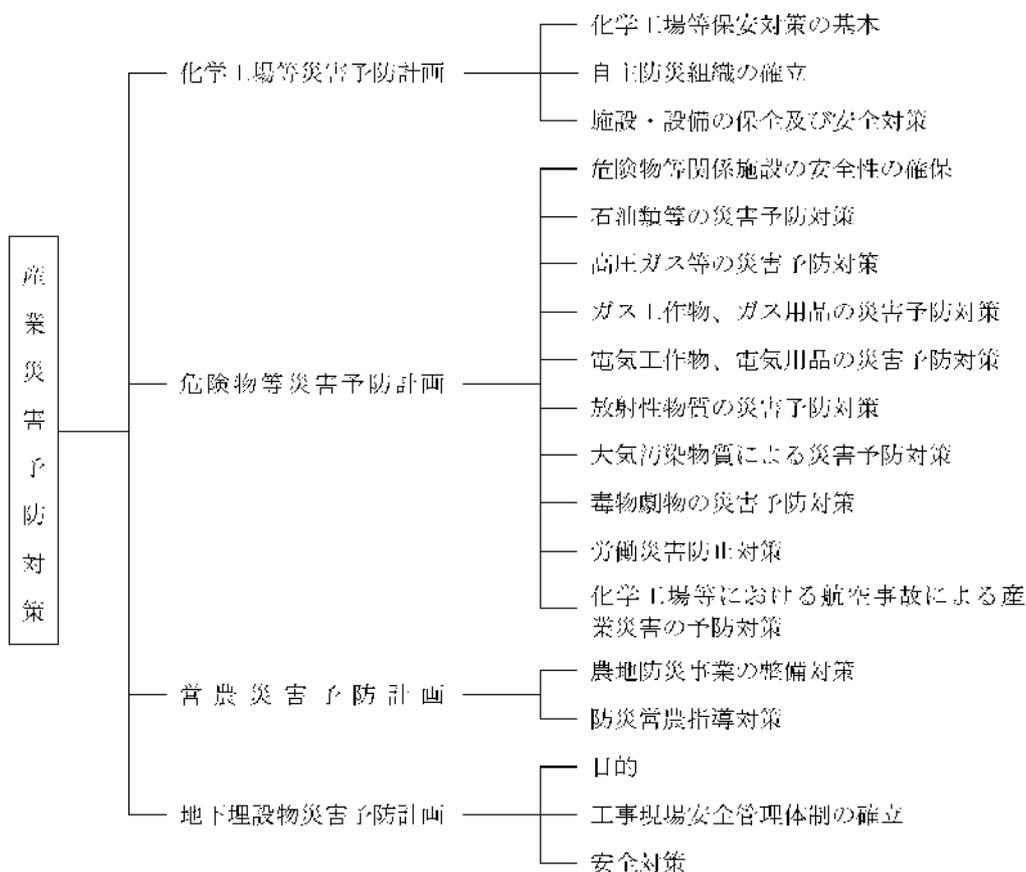
第2項 鉄 道（西日本旅客鉄道（株））

1 踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するた

- めには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要があるため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行うよう努める。
- 2 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
 - 3 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の実施に努める。
 - 4 土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。
 - 5 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。
 - 6 事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。その際、電気通信事業者の協力を得るよう努める。
 - 7 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携に努める。
 - 8 事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努める。
 - 9 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。
 - 10 路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。
 - 11 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
 - 12 事故災害の発生後、その徹底的な原因追及を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。
 - 13 事故災害の原因が判明した場合には、施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。
 - 14 鉄道は、増大する輸送需要に対処するため、輸送力の増強、施設の近代化及び輸送方式の改善などの整備を促進する。
 - (1) 新幹線を軸とした交通体系の整備を図る。
 - (2) 通勤通学輸送の強化を図る。
 - (3) 貨物輸送の近代化を図る。
 - (4) 地域社会との調和を図る。

第17章 産業災害予防対策

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等各種産業災害について市及び各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。



第1節 化学工場等災害予防計画

消防組合

第1項 化学工場等保安対策の基本

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等の各種災害の未然防止について、関係企業においては企業経営のすべての分野にわたって安全第一主義を徹底させるため、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施するものとする。

1 保安管理体制の強化

- (1) 保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。
- (2) 保安管理部門は、製造部門、保全部門に対する指導、助言、勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。
- (3) 国、地方公共団体及び消防本部等関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、化学工場等における保安体制の強化を図る。

2 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図る。

3 運転管理体制の強化

- (1) 現場責任者の資質の充実を図る。
- (2) それぞれの責任者を決定し、定常作業時や緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。
- (3) シャットダウン時やスタートアップ時には、管理職が現場において指揮を行う。
- (4) 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行うものとする。
- (5) 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

4 保安教育・訓練の強化

幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画を立て、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施し、大規模事故を想定した関係機関との訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行うものとする。

5 各種基準類の検討

- (1) 各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については適切な判断が行えるようにする。
- (2) 各種基準類については、関係従業員に周知徹底を図る。

6 施設の安全性の確保

- (1) 地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着できるように複数の進入経路の確保に努める。
- (2) 市は、建築物用途の混在を防止するため、適切な用途地域等を定める。
- (3) 国、地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い、化学工場等の安全性の向上に努める。

7 各種データの整備保全

国、地方公共団体及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2項 自衛防災組織の確立

関係企業は、災害の予防及び応急対策を推進するため、あらかじめ企業内部において自主的に防災組織を編成し、常にその整備強化に努めるものとする。

1 企業内防災組織の編成

- (1) 災害時における統轄、指揮に関する事項
- (2) 災害情報の収集に関する事項
- (3) 災害対策要員の非常招集に関する事項
- (4) 消火作業等応急措置に関する事項
- (5) 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する事項
- (6) 一般作業員の避難誘導に関する事項

- (7) 災害現場周辺の警戒、警備に関する事項
- (8) 負傷者の応急救護、収容に関する事項
- (9) 応急資材の調達支給に関する事項
- (10) 報道関係者、来訪者等の応接に関する事項
- (11) その他必要な事項

2 企業相互間の連携体制の強化

関係企業は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制の確立のため、連絡協議会等を設置して、企業間相互連携体制の整備強化を図るものとする。

(1) 平常時における連携体制の整備

ア 組織の整備

関係企業は、保安防災協議会を設置し、次の事項の連絡協議を行うものとする。

- (ア) 化学工場地域の保安に関する自主基準の検討
- (イ) 地域内の設備配置の適正化に関する事項
- (ウ) 保安技術の共同研究
- (エ) 地域内の保安管理体制の整備に関する事項
- (オ) 地域内の災害を防止するための相互援助に関する事項
- (カ) 保安教育に関する共通事項
- (キ) その他化学工場地域の保安に関する必要事項
- (ク) 化学工場地域の災害事故を想定した共同防災訓練を1年に1回以上実施する。

イ 平常時における連絡協調

関係企業は、災害時における相互応援の円滑なる実施に資するため、次の事項に留意して保安上必要があると認められる場合、相互に通報、連絡するなど平常から連絡協調に努めるものとする。

(ア) 相互通報に関する事項

- a 導配管による輸送時
- b 導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びそのおそれのある場合
- c 隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合
- d ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合
- e 異常騒音の発生が予想される場合
- f 隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある火災、爆発等の事故が発生した場合
- g 装置の稼働を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合
- h 油の流出等平常時と異なり、保安上連絡を要すると考えられる場合

(イ) 設備配置の相互把握事項

隣接する事業所との間で、次の事項を記入した設備配置図等の必要な資料を相互に交換する。

交換した配置図に変更があった場合は、変更後速やかに修正図を交換する。

- a 高圧ガス設備（貯槽を含む。）を設置している区域
- b 危険物製造所等の設置されている区域

- c a及びbに掲げるもの以外の可燃性及び毒性のガス及び液体並びにその他危険性物質を貯蔵する区域
- d ベントスタック、充てん設備、その他可燃性ガス又は毒性ガスが放出されるおそれのある設備を設置している区域と放出ガスの名称
- e 火気を使用する設備の位置
- f 保安施設の位置
- g 屋外消火栓、貯水槽、非常用通用門、障壁等の位置
- h その他危険施設又は保安施設で必要と思われるものの位置

(ウ) 相互了解に関する事項

関係企業は、概ね次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得るものとする。

- a 貯蔵能力10,000立方メートル以上（液化ガスにあつては100トン以上）の高圧ガス貯槽を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- b 貯蔵能力10,000キロリットル以上の可燃性液体貯槽を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- c 毒性ガスの製造設備を当該事業所の境界線から100メートル未満の位置に設置する場合
- d 可燃性のガス又は酸素の製造設備を当該事業所の境界線から50メートル未満の位置に設置する場合
- e 前各号に掲げる設備以外の設備を当該事業所の境界線から20メートル未満の位置に設置する場合
- f 他事業所又は他事業所の導管に近接した導管の設置、撤去、修理等を行う場合
- g 導管を設置する場合
- h フレアースタックを設置する場合
- i その他必要な事項

(エ) 資料等の相互交換に関する事項

(2) 災害時における相互応援体制の整備

関係企業は、災害時において必要に応じ相互に応援するものとする。この場合、相互応援措置の円滑なる実施を図るため、あらかじめ次の事項につき応援協定の締結等を通じ、合意若しくは確認しておく。

- ア 組織及び編成
- イ 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- ウ 被災事業所の要請による応援者の業務
 - (ア) 応援消防隊の派遣その他防・消火に必要な設備、資材、人員の提供
 - (イ) 非常線の監視、報道関係者の接遇、非常炊き出しその他被災事業所に対する側面的な援助及びそれに必要な資材、人員の提供
 - (ウ) 付近住民に対する広報、連絡、避難、誘導、救護
- エ 台風その他地域共通の災害事故の発生又は発生のおそれのある場合の共同防衛措置
- オ 応援時の指揮命令系統

- カ 被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣
- キ その他被災事業所からの要請による事項
- ク 消防署、警察、徳山海上保安部等の公共機関への連絡及び応援要請
- ケ その他地域災害の防止に必要な措置

第3項 施設・設備の保全及び安全対策

関係企業は、化学工場地域における危険物施設等の安全性を確保するため、関係法令に定めるもののほか次の事項に留意して、それぞれ必要な保安措置を講じるものとする。

1 運転管理及び設備管理

- (1) 日常点検、パトロールの充実による異常の早期発見
- (2) 修理・清掃等の作業時における保安確保の徹底
- (3) 各設備やその使用部品ごとの正確な記録（設置、点検、修理、取替等）の整備とその維持管理、資材の購入と保管の方法の規定による明確化及び管理の徹底
- (4) 誤操作防止措置
- (5) 緊急遮断弁等の設置
- (6) ガス漏れ検知警報器の設置
- (7) 散水装置、放水銃等の防消火設備の設置
- (8) ユーティリティー設備の整備
- (9) 毒性ガス除害設備の充実
- (10) 工場内及び外部との連絡設備の充実

2 各施設、設備の安全確保対策

次の施設、設備については、強度を確保するとともに、フレキシビリティな構造にするなど、施設及び設備に応じた安全措置を行う。

- (1) 塔槽類
- (2) 加熱炉
- (3) 貯蔵設備
- (4) 建屋
- (5) 架台
- (6) 導配管
 - ア 地下配管
 - イ 地上配管
 - ウ 配管材料
 - エ 配管等の接続部
 - オ 配管の防護設備
 - カ 保安標識の設置
- (7) 回転機械類（ポンプ、コンプレッサー等）
- (8) 計装等プラント緊急停止装置
 - ア 保安動力の確保
 - イ 計装用動力の確保
 - ウ プロセス用水の確保

- エ 消火栓用水配管とプロセス用水の分離
 - オ バルブ類の作動設定
- (9) 放出物

第2節 危険物等災害予防計画

消防組合

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 国、地方公共団体及び消防本部等関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図る。
- 2 地方公共団体及び事業者は、危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるように複数の進入経路の確保に努める。
- 3 市は、建築物用途の混在を防止するため、適切な用途地域等を定める。
- 4 国、地方公共団体及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物関係施設の安全性の向上に努める。
- 5 国、地方公共団体及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2項 石油類等の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）

- 1 石油類等の危険物の範囲（消防法別表第一、労働安全衛生法施行令）

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。その主なものは次表のとおりである。

種別	性質	主な品名等
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引火性液体	特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素等） 第一石油類（アセトン、ガソリン等） アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール等） 第二石油類（灯油、軽油等） 第三石油類（重油、クレオソート油等） 第四石油類（ギヤー油、シリンダー油等） 動植物油類
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況

資料編に掲げるとおり

資料編 [消 防] ◦市内危険物施設一覧 ◦市内危険物等主要事業所一覧
--

3 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策 (消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章)

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう、次の措置を行う。

ア 実施責任者 (消防法第11条、16条の5、労働安全衛生法第88条、91条)

(ア) 光地区消防組合管理者

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準 (危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則)

製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査

光地区消防組合管理者、労働局長及び労働基準監督署長は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

(イ) 定期点検

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、点検危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを定期的に点検し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策 (消防法第10条、16条の5、労働安全衛生法第20条、91条)

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

(ア) 光地区消防組合管理者

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 指導対策

(ア) 立入検査

光地区消防組合管理者、労働局長及び労働基準監督署長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

(イ) 安全管理対策

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について教育・訓練等を実施し、安全管理の徹底を図る。

(3) 運搬対策 (消防法第16条)

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について危険物の規制に関する政令第28～第30条で定める技術上の基準に従って行う。

第3項 高圧ガス等の災害予防対策（高圧ガス保安法（以下本項において「法」という。）、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則）

1 高圧ガスの範囲（法第2条、同法施行令第1条）

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で1MPa以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
- (2) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス
- (3) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、温度35℃において圧力0Paを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン

2 高圧ガスの製造、販売、貯蔵等の施設の現況

資料編に掲げるとおり

資料編 [消 防] ◦市内高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

3 災害予防対策

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びにボイラー、圧力容器の製造及び取扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス地域防災協議会、日本ボイラー協会等による高圧ガスの保安、ボイラー、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

(1) 実施責任者

経済産業大臣（経済産業局長）、知事、労働局長、労働基準監督署長

(2) 許可の基準（法第8条）

(3) 指導対策

- ア 危害予防規程の制定（法第26条）
- イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第27条）
- ウ 保安統括者等の選任及び届出（法第27条の2）
- エ 保安検査の実施（法第35条、労働安全衛生法第38条）
- オ 定期自主検査の実施（法第35条の2）
- カ 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第36条）
- キ 緊急措置の実施（法第39条）
- ク 立入検査の実施（法第62条）

(4) 高圧ガスの移動中における災害防止対策

第4項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策

1 ガス工作物の災害予防対策（ガス事業法）

- (1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策（ガス事業法第20条、21条、57条、82条、172条、176条）

経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガスに起因する災害を防止するため、主要

ガス工作物について、随時の立入検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。

また、業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。

なお、ガス小売事業者登録については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。

- (2) ガス事業者の行う予防対策（ガス事業法第21条、24条、25条、30条、61条、64～66条、69条、71条、96～98条、104条）

ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。

2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）

- (1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（ガス事業法、148条、157条、171～173条）

粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。

- (2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策（ガス事業法第145条、146条）

ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者は、技術基準適合義務を遵守し、適合性検査、適合性検査を受験することにより、事故発生を防止する。

3 ガス事故等の防止対策

- (1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う防止対策（ガス事業法第171条）

ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。

- (2) ガス事業者の行う防止対策

ガス事業者は、次によりガス事故の未然防止に努める。

- ア 巡回点検
- イ 老朽管の取替
- ウ 漏えい検査
- エ 下請事業者の工事監督
- オ ビル、地下工事の際の事故防止
- カ 一般消費者への周知と調査
- キ 社員教育の徹底

第5項 電気工作物、電気用品の災害予防対策

1 一般的事項

過去における災害の実情及び地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行うというよう研究・検討を加え、次の施策を漸次整備する。

- (1) 防災上必要な教育
- (2) 防災上必要な訓練
- (3) 電気工作物の災害予防
- (4) 災害備蓄制度の運用
- (5) 漏電等による災害の防止

2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法。以下、この項において「法」という。）

- (1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う予防対策（法第40条、47条、48条、49条、51条、54条、55条、56条、71条、107条）

経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）は、電気に起因する災害、障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほか、ボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査を行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。

- (2) 事業用電気工作物設置者の行う予防対策（法第39条、42条、43条）

事業用電気工作物設置者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、主任技術者の選任及び保安規程の作成を通して自主保安体制を確立する。

- (3) 一般用電気工作物の予防対策（法第57条、57条の2、89条）

一般用電気工作物については、中国電力ネットワーク株式会社又はその委託を受けた（一財）中国電気保安協会等の登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。

3 電力の安定供給の災害予防対策

電力設備の形成に当たっては、主要地区に供給する送電系統の多ルート化等、信頼度の向上を図ったものとするが、これの災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止又は拡大防止に努める。

- (1) 強風対策
- (2) 洪水対策
- (3) 塩害対策
- (4) 高潮対策
- (5) 雪害対策
- (6) 地盤沈下対策
- (7) 土砂崩れ対策

4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法。以下、この項において「法」という。）

- (1) 知事又は市長の行う予防対策（法第46条）

知事又は市長の委任を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

- (2) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第3条、11条、12条、42条の5（経済産業大臣のみ）、45条、46条、46条の2）

経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の提出、その他必要な措置を電気用品製造（又は輸入）事業者に命ずることができる。

5 感電事故等の防止対策

- (1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う防止対策（電気関係報告規則第3条）

電気事業者及び自家用電気工作物設置者に対し、事故報告に基づき、事故の再発防止の指導を行う。

(2) 労働局の行う防止対策（労働安全衛生規則第2編第5章）

停電作業、活線作業における災害の防止

第6項 放射性物質の災害予防対策（放射性同位元素等の規制に関する法律（以下、この項において「法」という。）、電離放射線障害防止規則）

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。

また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するものである。

1 放射線障害予防規程の設定（法第21条、同法施行規則第21条）

(1) 届け出

販売業者等は、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。

(2) 規程の内容

- ア 取扱い従事者に関する職務及び組織
- イ 装置の使用
- ウ 汚染された物の詰替え、保管、運搬廃棄
- エ 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
- オ 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
- カ 障害を発見するために必要な措置
- キ 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
- ク 使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存
- ケ 危険時の措置
- コ その他放射線障害の防止に関し必要な事項

(3) 規程の変更

原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規程の変更を命ずることができる。

2 取扱いの制限（法第31条）

18歳未満の者又は精神障害者に放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。

3 危険時の措置（法第33条、同法施行規則第29条、消防法第24条、電離放射線障害防止規則第5条）

(1) 実施責任者

使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者

(2) 応急措置の内容

- ア 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長の指定した場所に通報する。
- イ 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。

- ウ 放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。
- エ 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- オ 安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。
- カ その他必要な防止措置を講じる。
- キ 事故が発生した場合には線量等を記録する。

- 4 健康診断（電離放射線障害防止規則第8章）
- 5 計画の届出（電離放射線障害防止規則第61条）
- 6 被ばく線量の測定（法第20条）

第7項 大気汚染物質による災害予防対策

1 ばい煙の種類（大気汚染防止法第2条）

- (1) いおう酸化物
- (2) ばいじん
- (3) カドミウム及びその化合物
- (4) 塩素及び塩化水素
- (5) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (6) 鉛及びその化合物
- (7) 窒素酸化物

2 特定物質の種類（大気汚染防止法第17条）

- (1) アンモニア
- (2) 弗化水素
- (3) シアン化水素
- (4) 一酸化炭素
- (5) ホルムアルデヒド
- (6) メタノール
- (7) 硫化水素
- (8) 燐化水素
- (9) 塩化水素
- (10) 二酸化窒素
- (11) アクロレイン
- (12) 二酸化硫黄
- (13) 塩素
- (14) 二硫化炭素
- (15) ベンゼン
- (16) ピリジン
- (17) フェノール
- (18) 硫酸（三酸化硫黄を含む。）
- (19) 弗化珪素
- (20) ホスゲン
- (21) 二酸化セレン
- (22) クロルスルホン酸
- (23) 黄燐
- (24) 三塩化燐
- (25) 臭素
- (26) ニッケルカルボニル
- (27) 五塩化燐
- (28) メルカプタン

3 災害予防対策

ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように予防措置を実施する。

また、大気汚染の主要物質であるいおう酸化物等について、自動測定器による常時監視を実施する。

(1) 立入検査

知事又は中国四国産業保安監督部長は、必要に応じ工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。

(2) 常時監視

知事は、いおう酸化物自動測定器等により大気汚染状況を常時監視する。

(3) 緊急時の措置

知事は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い、又は命令する。

(4) 特定物質に関する事故等の措置

知事又は中国四国産業保安監督部長は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。

第8項 毒物劇物の災害予防対策

1 毒物の種類

毒物及び劇物取締法別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物

2 劇物の種類

毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物

3 災害予防対策

(1) 毒物劇物取扱施設の災害予防対策（毒物及び劇物取扱法第11条）

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

ア 実施責任者

知事

イ 毒物劇物製造所の設備（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4）

製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。

ウ 指導対策

(ア) 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条）

(イ) 自主点検

(2) 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第16条第1項）

毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので、毒物及び劇物取締法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

知事

イ 指導対策

(ア) 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条）

(イ) 自主点検

(ウ) 貯蔵対策

(エ) 運搬対策

(オ) 廃棄対策

第9項 労働災害防止対策

化学工場等における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討、協議する。

1 実施責任者

労働局

2 安全衛生基準の整備、改善

(1) 共有設備等の安全衛生の確保

ア 共有施設、共有ユーティリティ等の共有設備及び事業場間原料受給設備の設置基準並びに運転基準の確立

- イ 共有設備等の保守点検制度の確立
- (2) 事業場の安全衛生の確保
 - ア 危険場所の指定等
 - イ 運転操作基準及び点検基準の設定
 - ウ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立
- 3 事業場相互間の連絡調整
 - (1) 隣接事業場の境界線付近にある化学設備等の新設時、補修時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
 - (2) 原料受給工場間の送給設備又は受入設備の送給開始時、シャット時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
 - (3) 共有設備の運転開始時、運転停止時、異常時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
 - (4) 共有設備の使用時期、使用範囲、使用内容等に関する連絡の基準の確立
 - (5) その他
- 4 排気、排液の処理
 - (1) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出方法及び排出濃度の基準の確立
 - (2) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出設備(安全弁、排気、排液処理装置等)の設置及び保守管理基準の確立
 - (3) その他
- 5 構内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導
 - (1) 構内下請事業場が行う補修作業、運搬作業等の総合安全衛生管理体制の確立
 - (2) 危険場所に接近して行われる設備増設工事における総合安全衛生管理体制の確立
 - (3) 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立
 - (4) 安全衛生教育(消防及び救護の訓練を含む。)の計画の策定
- 6 緊急時における措置(夜間時を含む。)
 - (1) 危険有害性のガス、液体等の漏えい又は流出時(共有設備からの漏えい又は流出時を含む。)の措置基準の確立
 - (2) 出火時等の措置基準の確立
- 7 災害事例の分析及び検討

第10項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止対策

本編第16章第2節「航空災害予防計画」関連

第3節 営農災害予防計画

農林水産課

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、ため池補強、農地保全、海岸保全、地すべり防止、防災ダム、土砂崩壊防止等の対策を防災事業長期計

画に基づいて実施するものとする。

1 実施機関

県農村整備課、市農林水産課

2 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水のため、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。

3 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池について、ため池等整備事業を進める。

4 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止とともに、農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

5 海岸保全事業

高潮及び浸蝕による被害から海岸を防護し、もって国土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。

6 地すべり対策事業

地すべり現象を防止し、国土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を図る。

7 防災ダム事業

洪水による被害を未然に防止するため洪水調節用ダム及び関連施設整備事業の実施を図る。

8 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

9 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

資料編 [水 防] ○市内重要水防箇所及び予定避難場所一覧

○市内危険ため池一覧

[災害危険箇所] ○地すべり危険箇所一覧

○山地災害危険地区一覧

○土石流危険溪流一覧

○砂防指定地一覧

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

○急傾斜地崩壊危険区域一覧

○その他市長が認めた危険区域一覧

第2項 防災営農指導対策

1 実施機関

県農林水産部、市農林水産課

2 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、県農林水産部に対策指導班、周南農林水産事務所に現地指導班が設置される。

3 指導対策

(1) 対策指導班

ア 対策指導班の職員は、普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、周南農林水産事務所に対し周知徹底を図る。

イ 気象庁が行う長期、短期予報、災害警報等を周南農林水産事務所に通知し、予想される防災技術について指導を行う。

ウ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し、周南農林水産事務所に指示を行うとともに、重要項目については直接対策指導班の職員を現地に派遣して指導する。

(2) 現地指導班

現地指導班は、関係機関・団体と連携し、気象災害の発生が予想される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図るとともに、気象災害が発生した場合には、速やかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。

4 防災営農方式の確立

災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、野菜、花き、果樹、飼料作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

第4節 地下埋設物災害予防計画

監理課	道路河川課
水道局	下水道課

第1項目 的

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2項 工事現場安全管理体制の確立

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施工に関する指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第3項 安全対策

1 工事施工に係る安全対策

工事施工に当たっては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事施工者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。

なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。

3 他の施工工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事に関する十分な打合せを行い、工事の施工中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため、電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、電気・ガス・通信事故防止にあたっての注意事項の徹底を図る。